

包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【平成23年度 中小企業育成支援業務の執行について】

(平成25年8月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第6号

平成25年8月29日

東大阪市監査委員	岩崎久市
同	中西昇
同	浜正幸
同	江越正一

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成23年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成23年度監査テーマ

「中小企業育成支援業務の執行について」

3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり

凡 例

編集の都合上、図表については、掲載を省略しています。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】- (1)
回答所属	経済総務課
項目	経済部における企画・調整機能

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書44頁】

(1) 経済部における企画・調整機能を担う部門の明確化

一言で「中小企業育成支援」といっても製造業を営む中小企業のほか、卸売業や小売業等の商業を営む中小企業に対する育成支援業務もあり、また中小企業に勤務する市民の雇用確保・雇用推進も広く範疇に入る。こうした中で、市では「製造業」を営む企業への支援事業を「モノづくり支援室」が、「商業」を営む企業への支援事業を「商業課」が、勤労者・離職者への支援事業を「労働雇用政策室」がそれぞれ対象を限定した事業を企画し、実行している。市の事務分掌規則においては幅広い業種を対象とした事業を企画・実施する担当部門として「産業」というくくりでモノづくり支援室が所管となっているものの、製造業が中心となりがちであり、各課が主張する事業企画に対して全体最適を求めて調整を担う部門を経済部内に設けていない。

確かに、部長主催のもと部内の課長職以上が参加する「経済部部課長会議」を月2回開催し、情報共有を図り、意見交換を行うことで、事業等の企画を策定している。

しかし、現在事業担当課が中小企業支援等の施策を対象業種別に事業担当課が企画・遂行しているが、それだけではなく、幅広い視点で検討し、企画・調整を行い、さらには事業実施状況のモニタリング機能につき責任をもって担う部門も必要であると考え(意見番号1)。例えば、報告書第5【18】において商工会議所への製造業支援事業と商業支援事業の補助金の割合に関する指摘をしているが、こうした課題も各担当事業課(モノづくり支援室と商業課)が当事者として検討するだけではなく、第三者的な部門が間に入って調整することで速やかに解決できるのでは、と考える。

現在、市の経済部においてはこのような機能を担っている課は設けられていないが、経済総務課が担うことも一つの方法と考える。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

中小企業支援等の施策を企画・遂行するためには、事業者のニーズを把握し、これに応じた施策を展開することが必要不可欠であることから、現在開催している「経済部部課長会議」において、更なる情報共有及び意見交換を行うことで、事業等の企画につなげていくとともに、東大阪市中企業振興条例第10条に規定される東大阪市中企業振興会議において、市内中小企業者、学識経験者、公募市民、経済団体、金融機関等の外部識者から、幅広い視点で、中小企業施策に対する意見を頂戴したいと考えております。

また、同条例第11条(実施状況の公表等)に基づき、中小企業振興に関する施策について、PDCA サイクル(Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善))による施策管理を行うことにより、より効果的な施策展開を行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】- (1)
回答所属	モノづくり支援室
項目	事業の定期的な見直しについて

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書46頁】

(1) 一定期間継続した事業をゼロベースで見直す仕組みを構築すべき

市の中小企業支援施策を中心となって推進するモノづくり支援室が所管している事業の多くは平成14年から平成16年度にかけて開始されたものが多い。これは、クリエイション・コア東大阪の北館及び南館がそれぞれ平成15年8月及び平成16年8月に開設されたことなどが影響しているものと思われる。一方、中小企業情報提供事業や東大阪市企業表彰事業のように昭和の時代から脈々と受け継がれている事業も存在する。

むろんモノづくり支援室においても過年度に実施した事業を安穩と繰り返しているわけではなく、平成23年度においては上記の環境ビジネス事業のさらなる展開、企業間連携による研究・開発を支援するモノづくり研究活性化事業及び海外販路拡大事業などを新たに実施している。

ここで、前述したとおり、昨今の厳しい財政状況のもとで新たな事業を展開していくためには、既存の事業を縮小・廃止することが不可欠である。中小企業の育成支援について即効性のある事業の創出は難しく、事業の効果を検証することも容易ではない、という面はあるものの、「政策実績年間報告書」(報告書第5【5】に記載)における事業の評価の仕組みも十分に活用できず、現在に至っている事業も存在する。そのため、本来廃止・縮小すべき事業を廃止・縮小することができず、より注力すべき事業に必要な予算が十分に配分されなくなっているリスクが多分にある。

このような事態を避けるため、モノづくり支援室が所管する中小企業支援事業については、事業開始後、一定の期間を設定し、当該期間経過後に事業の廃止も視野に入れた見直しを行う仕組みを導入すべきである(意見番号2)。なぜならば、おおよそ何らかの効果があることは想定されるがその測定が著しく困難であるような事業については、これを通常のPDCAサイクルのなかで廃止することが難しく、結果として適切な評価が行われることなく長期にわたって実施されてしまうことになりかねないためである。具体的には、仮に「一定の期間」を10年とした場合、中小企業支援に即効性のない事業、言い換えると効果の発現について関連性が希薄なもしくは、直接的に測定することが困難な次の事業は廃止することも視野に入れた見直しが必要となる、と考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

ご指摘のとおり、昨今の厳しい財政状況のもとで新たな事業を展開していくためには、既存の事業を縮小・廃止することが必要であると考えております。

一定の期間を設定し、当該期間経過後に事業の廃止も視野に入れた見直しを行う仕組みを導入できるよう検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【3】- (1)
回答所属	経済総務課、モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室
項目	類似事業の見直し

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書49頁】

(1) 類似事業の目的、役割を明確にし、市民に説明すべき

市及び関連する外郭団体等の実施事業の一覧を閲覧し、さらに市担当者のインタビューにより、重複していると思われる事業は次のとおりである。詳細は報告書において別途検討している。

それぞれ個別詳細に検討したところ、一部の事業を除き、それぞれの事業目的が相違する等により、事業を区分すること、事業をそれぞれ実施することにつき理由があると考え。しかし、一部の事業(研修事業、パソコン講座実施事業)については見直しへの取組みが必要と考える(報告書第5【24】、【27】参照)。

一方、特に研修事業等といった市民からの申し込みを受け付けて実施する事業については、市は各事業の実施する目的と役割を市民に十分に説明を行う必要があると考える。十分に市民に説明がなされない場合には類似事業の利用へ誤って誘導され、市民が期待した効果が得られないリスク(例えば、市民が期待した研修による知識の蓄積が得られなかった等)があるかもしれない。以上より、こうした複数の部門・関連団体で実施する類似事業については各々の役割を事業担当者に認識させ、市民に対しそれぞれの目的と役割の十分な説明を行うことが重要と考える(意見番号3)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

モノづくり支援室では、これまではそれぞれの実施団体の視点での研修、セミナーを実施してきたので一部重複等があり、また、ビジネスセミナーについては全体計画のまとまりを欠く点もありました。個々の事業の改善点として指摘されていた、計画性については、平成24年度からは年間を通じた展開を持たせるよう改善に取り組みました。類似事業の認識と利用者への目的と役割の十分な説明については、平成25年度以降にそれぞれの事業の担当者で情報交換を行い、取り組んでまいります。

商業課では商店経営者の経営力アップと人材育成を目的に、研修事業「東大阪あきんど塾」を開催しています。当事業の周知や募集に際しては、目的や役割の説明を徹底することに努めております。

労働雇用政策室で行っているパソコン講座事業については、パソコン技術を身に付け、就労につなげることを目的としており、「就職・再就職の意欲をお持ちの方」というように対象者も限定した案内、説明もしており、単なるパソコン技術の研修事業とは異なり、履歴書の書き方や面接対策などのトレーニングも同時に行なっております。

なお、類似事業については、事業の目的と役割を十分周知し、情報交換するよう努めてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】- (1)
回答所属	企画室
項目	政策実績年間報告書について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書51頁】

(1) 政策実績年間報告書の作成基準を整備すべき

経済部は、実施している事業ごとに「政策実績年間報告書」を作成している。

しかし、「第2次総合計画(前期基本計画第4次実施計画)」に掲げられていない事業については、平成22年度政策実績年間報告書を作成していなかった。

前期基本計画第4次実施計画の冒頭部分に、「この計画は、(中略)現在策定作業を進めている、平成23年度から平成32年(2020年)を目標年次とする後期基本計画への架け橋となる計画でもあります。」との記載があるが、当該実施計画策定以降の新規事業については、当該実施計画に掲げられていないため後期基本計画の架け橋となる重要な事業であるか否かの吟味もなされないまま、政策実績年間報告書は作成されていない状況にある。

例えば、平成22年度において、労働雇用政策室が実施している事業で政策実績年間報告書が作成されていない事業は次のとおり8事業ある。しかし、そのうち7事業は別途市が作成している「第2次総合計画前期基本計画 施策一覧」の中で第2次総合計画との関連が明確となっているものであり、残り1事業も政策実績年間報告書の作成を省略すべきでなかったと考えられる。

これらの事業については、事業の成果をどのように把握し、どのように評価されているのかについては何ら公表されておらず、不明瞭な状態となっている。

こうした8事業について、政策実績年間報告書の作成対象にし、実施計画に記載するかどうか判断すべきである。さらに今後のあり方としては、PDCAマネジメントシステムの結果を実施計画に適時・的確に反映していくことを前提に、実施計画に掲載された事業の全てについて政策実績年間報告書を作成・評価することが望ましいと考える。

実施計画に掲載される事業は、後期基本計画推進の観点から、特に重点的に取り組まなければならない事業であり、PDCA手法により事務事業管理を行い、より効果的な事業展開を図っていく必要があると考える。実施計画に掲載すべき事業については、新規や完了・廃止などを的確に反映していくことができるように作成基準を整備すべきである(意見番号4)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

第2次実施計画の策定にあたっては、後期基本計画の着実な推進を図るため、①市政マニフェストの推進、②市民生活の安全安心の確保、③「住みたいまち」「住み続けたいまち」の実現、④市民との協働のまちづくりの推進の4点に留意しながら、日常の維持補修、管理・運営経費、経常経費的事业については対象外とする策定方針に基づき事業採択を行いました。

今後ご指摘を踏まえ、作成基準の整備に努めてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】－(2)
回答所属	企画室
項目	政策実績年間報告書について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書53頁】

(2) 政策実績年間報告書の記載を徹底させるべき

中小企業支援事業に関する43事業(廃止又は移行された事業を除く)の政策実績年間報告書を閲覧したところ、空欄箇所が散見されたため、どれだけの空欄があるかを調査した結果、次ページのとおりであった。

どの記載欄も空欄の比率が大きいことがわかる。上述のように市においてはPDCAマネジメントシステムを導入しているが、この「C(評価・見直し)」の部分にあたる「課題・問題点」、「来年に向けた改善策」につき、空欄の比率がそれぞれ25.6%、23.3%にも上っており、課題や問題点が全くない事業というのは通常考えられない。

単に記載があれば良いというものではないが、全く記載がないということはそもそも評価・見直しを行っていないことに他ならず、PDCAマネジメントシステムが適切に運用されているとは言い難い。報告書を作成する職員の負担も考慮し、記載事項を減少させるなどの工夫や、作成することにより実感や達成感が得られるような工夫を行い、記載すべき事項については、記載を徹底させるべきである(意見番号5)。

なお、他市において、職員の記載に対する意識を高める方法として、第三者機関による外部評価を導入しているところもある。第三者機関に見てもらうためには、まず職員側でしっかり記載しないことには外部評価に繋げることができないため、自ずと記載に対する姿勢が変わってくるためである。

こうした外部評価の導入は、職員の記載に対する緊張感を高めるだけでなく、市政に対する客観的な意見を収集することが可能であり、自己満足に陥りがちな庁内評価を補完する仕組みとなり得る。こうしたことから、外部評価に係る仕組み作りについて検討してみる余地は十分にあると考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

報告書については平成23年度実施事業分より実質的に形骸化している様式を廃止するとともに、より効率的、効果的に改善が図れるよう、様式や仕組みの見直しを行うとともに、記載すべき事項についても各所属へ徹底を図りました。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】- (3)
回答所属	企画室
項目	政策実績年間報告書について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書55頁】

(3) 該当がない場合は、「該当なし」と記載すべき

「不適合の状況及び是正結果」の空欄の比率が97.7%と非常に高い水準となっている。政策実績年間報告書の冒頭部分において、「不適合とは、事業の妨げとなる不足の事由が発生した場合や予定どおりに事業が遂行されていない状態、又は、目標の推移が計画の許容限度を超えて下回っている状態などを指します。」との記載がある。現在の報告書では、不適合の状況がなかったため空欄となっているのか、単に記載漏れで空欄となっているかの区別がつかない状況であった。この経緯について、事業担当課に確認すると、「該当なし」と記載していたにもかかわらず取りまとめを行った政策推進室において削除し、空欄としていた、とのことである。

不適合の状況がない場合は、「該当なし」と記載すべきである(意見番号6)。

一方、そもそも不適合とは、市の「事務事業管理マニュアルVer.2」によると、「①事業目的と事務事業の実態が乖離してきた場合」、「②事務事業の妨げとなる不測の事態や事故が発生した状態」、「③予定通りに事務事業が遂行されていない事態」、「④目標の推移が計画の許容限度を超えて下回っている事態」のことを指す、としている。また、どのような時点で不適合となるのか、その基準を事業ごとに予め作成する「年間事業計画書」の中で明らかにしておくことが求められている。

平成22年度の政策実績年間報告書の当欄が「空欄」であるもの、言い換えると「該当なし」とされた事業の比率が97.7%と大部分を占めている。各担当課においては、不適合の欄の意義を十分に理解したうえで「該当なし」と記載したのであろうが、今後、さらに不適合の欄の意義を十分に理解したうえで、記載を行うように心がけていただきたい。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

平成23年度から様式のリニューアルを行ったことに伴い、「不適合の状況及び是正結果」欄は廃止しましたが、新様式における各欄についても空欄となることがないように、記載を徹底いたしました。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】- (4)
回答所属	企画室
項目	政策実績年間報告書について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書56頁】

(4) 今年度の対応状況、達成度合いの記載欄を設けて記載を徹底させるべき

現在の政策実績報告書には、過年度以前の「課題・問題点」、「来年度に向けた改善策」について、今年度どのような対応をとったのか、実際に実行できたのか、達成度はどの程度であったのかについて記載する欄がない。「課題・問題点」を把握し、「来年度に向けた改善策」を構築したとしても、翌年度以降に何の検証もされなければ意味のないものとなる。政策実績年間報告書を実質的に有意義なものとするために、今年度の対応状況や達成度合いの記載欄を設けて記載を徹底させるべきである(意見番号7)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

平成23年度実施事業の報告書については、様式のリニューアルを行い、新様式において、前年度報告時に記載した課題や問題点に対する次年度の取組状況を記載する欄を設け、事務事業の効果的、継続的な改善につなげるようにいたしました。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【4】- (5)
回答所属	企画室
項目	政策実績年間報告書について

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書56頁】

(5) 政策実績年間報告書と市政マニフェスト実施状況一覧表の書式統一を検討すべき
市政マニフェスト実施状況一覧表の記載事項は、「公約項目」、「公約を実行するための施策、事業内容」、「実績」、「施策、事業の進捗状況」となっており、政策実績年間報告書の記載事項を包含する内容となっている。

市の説明によると、①市政マニフェスト実施状況一覧表は市民にわかりやすいような文章表現をする必要がある、②市政マニフェスト一覧表には経年実績を記載する必要があるため、政策実績年間報告書と市政マニフェスト実施状況一覧表の書式を統一することは困難とのことであった。しかし、①に関しては、政策実績年間報告書においても市民にわかりやすいような文章表現にすること、②に関しては、政策実績年間報告書において経年実績の記載欄を設けることによって対処することは可能である。

現在、記載内容が重複する書類を作成しており、不効率な状況となっているため、事務の効率化、職員の負担を軽減できるように書式の統一を検討すべきである(意見番号8)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

ご指摘のとおり、事務の効率化や職員の負担軽減をできるように書式の統一化について検討しましたが、対象とする事業及び期間等が異なることから書式の統一は困難と考えております。その中で実質的に形骸化している様式を平成23年度実施事業分の報告書から廃止するとともに、記入項目も簡素化し作業負担の軽減を図っております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【5】- (1)
回答所属	経済総務課、モノづくり支援室、労働雇用政策室
項目	事業評価指標設定の考え方

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書57頁】

(1)アウトカム評価による指標の設定

そもそも、経済部が実施する事業は市の他部門が実施する事業と相違し、市民生活に直結した事業は比較的少なく、その事業実施の必要性につき十分に検討を行うことが必要と考えられる。こうした経済部の事業に対する事業評価の指標としては、従来行われている年次ごとの業務結果の数量的な評価(アウトプット評価)に加え、業務成果の持つ本質的な価値にまで言及した「アウトカム評価」が有用であると考え、「アウトカム評価」とは業務の成果が、その業務の効果を受ける対象者(企業、市民等)にとって実際にどのような形でどの程度役立っているか(活用状況がどうか)という観点で、業務を評価する方法とされている。

具体的には報告書第5【21】に記載している「中小企業融資事業」における評価指標については「融資実行件数」「信用保証料補助件数」としているが、融資回収率を併せて評価指標とする等、相反する複数の指標をもとに事業のバランスを図ることも考えられる。経済部の実施事業につき、可能な限りアウトカム指標への見直しに取り組むべきと考える(意見番号9)。

なお、多くの自治体において、「アウトカム評価」を更に推進するため、市民意識調査(市民意識調査)の活用がなされている。経済部は市民生活に直結した事業が比較的少ないものの、活用できる調査項目は存在するため、積極的な活用を期待したいところである。

こうした市民意識調査の活用を行っている自治体の中には、各施策における市民満足の把握は市政を考えていくには不可欠な取り組みであると位置づけ、毎年実施しているところもある。毎年とまでいかなくとも、市政を考えていく上で、隔年で市民満足を把握する仕組みを検討していくことが望まれるところである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

全ての業務についてアウトカム評価を導入することは難しいと考えますが、今後、指標のあり方について検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【6】-(1)
回答所属	モノづくり支援室
項目	施設稼働率の算出方法のあり方

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書59頁】

(1) 適切に稼働率を算定すべき

稼働率の算定結果は、時系列比較における各施設の利用状況の改善・悪化の状況把握のためにも有効であるが、他施設との比較による利用状況の分析においても有効である。したがって、稼働率の算出は、適切な方法で行うべきであり、かつ同一の方法で行うべきである。

例えば、クリエイション・コア(クリエイターズプラザ)における利用状況について詳細に検討したところ、次の状況であった。下記表は平成22年度のクリエイターズプラザ貸室事業の利用状況である。

クリエイターズプラザの貸室事業においても利用率を把握しているが、「実働日数÷開館日数＝利用率」という算式で算定されている。そのため、午前、午後、夜間のうち1回でも利用があれば、その日の利用率は100%と計算されることになる。

このような算式によって算定された利用率は、本来の稼働実態を適切に表しているものとは考えられない。実働日数ではなく利用可能コマ数に基づく利用実態を適切に表す利用率の算定を行い、稼働実態を適切に把握し、その結果をもとに施設の利用促進を図っていくことが望まれる(意見番号10)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

貸室の利用実態としては3つの時間帯で運営しており、平成24年度はその時間帯ごとの稼働実態を把握しております。

貸室の実態を見ていくと、イベント等で使用する前後に準備や搬出で使用することも多く、それ以外の隙間を埋めていくには、やはり情報発信することで、他の施設を利用しようとする人を誘導できることが望ましいと考えます。

現在のクリエイターズプラザの情報発信に関しては、モノづくりのまち東大阪の、企業情報を発信しているポータルサイト「東大阪市技術交流プラザ」において、リンクバナーで紹介しておりますが、今後の利用促進策としましては、各種セミナーや企業間交流、ワンストップ相談等も実施され、また、視察・見学でクリエイション・コア東大阪の北館を活用する企業等にも情報発信を強化していくことに引き続き努めていかなければならないと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】－(1)
回答所属	モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室
項目	補助金のあり方

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書61頁】

(1)「団体に対する補助制度運用基準」の準拠の徹底

今回の監査の対象とした事業のうち、団体に対する補助金は次のとおりであり、「団体に対する補助制度運用基準」に必ずしも準拠していない状況が判明した(一例として報告書第5【29】において労働関係団体補助金について詳細に検討している)。

市では『「団体に対する補助制度運用基準」に準拠しない補助金の交付であっても補助金支出時において所定の支出手続を行うことで認められる』と判断しているとのことである。しかし、補助金支出を承認する書類においては「団体に対する補助制度運用基準」に準拠していないものや準拠していない場合に承認を求める合理的な理由につき明確に記載していないものが多く見られた。

補助金の交付にあたっては「団体に対する補助制度運用基準」に厳正に対応すべきであり、対応できない場合はその理由を明確にすることが求められる(意見番号11)。

報告書第5【18】において指摘したとおり、特に商工会議所等のように財務状況から判断して、運用基準の厳格な適用を実施しても事業の遂行に支障をきたすおそれのないと推定される補助先の団体に対しては、当基準の遵守を早急に求めていくことが必要であると考えます。

(注)ただし、報告書第5【18】に記載したとおり、市では「商工会議所補助金査定方針」を策定し、かつ毎年見直しを進めているところである。

さらに、「団体に対する補助制度運用基準」についての全庁的な運用実態についてモニタリングを実施し、市全体での補助金支出の適正化に向けた取組みを強化すべきである。「団体に対する補助制度運用基準」に準拠すべく、各課のチェック体制、及び行財政改革室等による全庁的なチェック体制の仕組み作りが早急に求められる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

団体に対する補助金については、市の「団体に対する補助制度運用基準」に準拠した適正な運用が図れるよう努めているところであり、今後とも各団体に対しましては、補助金のあり方について説明・指導してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【7】- (2)
回答所属	モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室
項目	補助金のあり方

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書64頁】

(2) 補助金交付事務の厳格化

補助金交付事務に関しては報告書において次のとおり指摘が見られた。

そもそも、これらの6つの補助金の各制度においては「補助金交付要綱」の制定がない。「補助金交付要綱」を制定し、交付事務の詳細を規定することにより、こうした不備を防ぐことができたのではないかと考える。各補助金制度に対して原則としては「補助金交付要綱」を設けることを検討すべきである。

さらに、今回の監査においては一部の事業のみを検討対象としたが、他の補助事業においても同様のことがないか確認いただきたい(意見番号12)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

補助金交付要綱が未整備のものについては、今後、各事業ごとに補助金交付要綱を設けることを検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(1)
回答所属	人事課
項目	関連外郭団体への職員派遣

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書65頁】

(1) 派遣の引き上げ方針への対応

市では「人的関与のあり方について」をまとめ、方針を明確にしている。当文書において、「外郭団体の自立的な運営を促すためにも、必要最小限の人的関与とすること」、「各外郭団体が抱える課題や法人運営上必要な場合に限り派遣を行うものとし、自立的な法人運営を図るという観点から基本的には派遣職員は引き揚げるものとする」とある。

しかし、3人も派遣されている「財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター」の派遣職員数は見直すべきと考える(報告書第5【30】2. (2)参照)。

一方、それ以外の団体においては、市と団体との連絡を密にとり、市と密接な関連のある事業を実施するために、各団体当たり1人の派遣職員は必要という考えもあるが、今後は、本当にプロパー職員において実施不可能な業務であるのか、という点で十分に検討を行ったうえで、さらなる派遣職員数の見直しを行い、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求め、積極的に登用されるよう努めるべきである(意見番号13)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

財団法人東大阪市雇用開発センターへは平成23年10月からは職員を派遣しておりません。また公益社団法人東大阪市シルバー人材センターへも平成23年4月1日から職員を派遣しておりません。

財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターへは3名、財団法人東大阪市中企業振興会へは2名を派遣し、この2団体に計5名の派遣を行ってまいりましたが、平成24年2月1日に財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構として統合され、平成24年3月31日に1名、平成25年3月末に2名を引き上げております。

今後も市と外郭団体が業務を実施していくにあたり、引き続き派遣職員の必要性を精査してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【8】－(2)
回答所属	モノづくり支援室、労働雇用政策室
項目	関連外郭団体への職員派遣

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書66頁】

(2) 人件費の内容別に市、団体の負担関係があることについての考察

「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第4条において「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。」とある。これを受け、市では市派遣職員の「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を市が、それ以外の手当(残業手当など)については各団体が負担している。

確かに条例に準拠した負担関係となっているが、次の点で、人件費の内容に応じて市又は各団体の負担区分を設定する考え方については再検討を行うべきと考える。

本来、市派遣職員が各団体へ派遣することができる要件としては派遣法第2条に明らかになっているとおり、業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものである。一方、派遣法第6条第2項においては派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務等である場合には、地方公共団体は、条例で定めるところにより、給与を支給することができることあり、業務内容に応じて市又は団体が人件費を負担する関係が決められている。ここで、経済部所管の各外郭団体の派遣職員の担当業務の実態は次のとおりである。

各派遣職員が担う業務は各団体の業務全般を指しており、財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターの1名を除き、各団体の事務全般を担う事務局長や事務局次長に就任している実態から鑑みても団体の事業全般にかかわっているといえる。

市補助事業や市受託事業に関連する事務を担当している場合であれば、市の事務や事業と密接な関連を有すると説明は可能であるが、各団体の運営のための事務(例えば理事会開催事務など)や「公益社団法人東大阪市シルバー人材センター」の上記表の「(7) 自主財源の確保」といった各団体の自主事業に関する事務を担当している場合においては、市の事務や事業と密接な関連を有するとは説明し難く、当該職員の給料等の人件費を市が不必要に過大に負担しているといえる。

厳密に業務内容に即した人件費負担関係を整理すべきと考える(意見番号14)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

現在外郭団体への派遣職員については「人的関与のあり方」に示す方針に基づき順次引き上げているところであります。今後新たに職員派遣の必要性が生じた場合は、従事する業務内容も見極め、人件費負担の適正化を図ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】－(1)
回答所属	モノづくり支援室、労働雇用政策室
項目	公益法人制度改革への対応

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書70頁】

(1) 新制度への移行と市の将来の財源負担のあり方

各団体がどのような法人形態へ移行するのか、についての検討は各団体が行うものであり、市が中心的立場を担うわけではない。しかし、各団体が平成25年11月末までに適切に移行手続を行わなければ、自動的に解散となり、市が期待する役割を担う団体の一つが消滅する恐れがある。各団体の移行手続が適切に進むよう、市の各団体の所管課として移行手続の進捗状況を定期的にモニタリングする等、留意することが求められる(意見番号15)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

移行手続の進捗状況について、当該団体から適宜、報告を受けモニタリングを図ってきたところがあります。「財団法人東大阪市中企業振興会」と「財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター」は、平成24年2月に合併し「財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構」となり、平成25年5月に公益財団法人への移行に向けて手続を行っております。また、「財団法人東大阪市雇用開発センター」は、平成25年4月に一般財団法人への移行に向けて手続を行っております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【9】- (2)
回答所属	モノづくり支援室
項目	公益法人制度改革への対応

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書70頁】

(2) 財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構が取り組む事業について十分に吟味し、その結論及び当該結論に至った理由を市民に公表すべき

平成24年2月に「財団法人東大阪市中企業振興会」を存続法人、「財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター」を消滅法人として吸収合併が行われ、現在は「財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構」となっている。両団体の事業、事業所等は全て新団体(中企業振興勤労福祉機構)に継承され、平成24年7月の公益財団法人移行申請を目指すという。

この合併は「東大阪世外郭団体統廃合等方針(平成20年9月)」に従って行われたものであり、下記文章は、当該統廃合方針の該当部分を抜粋したものである。

上記の統廃合方針の中に、「ゆとりーと共済事業は、他の中小企業者向け福利厚生事業の加入条件等を考えれば、継続する意義は十分にあると考えられる」との記載がある。しかし、「報告書第5【30】(5)」にも記載したとおり、加入率が2.1%と低水準にありながらその現状分析もなされていない状況で、新団体において共済事業を本当に継続させる意義があるのか疑問である。

また、「報告書第5【19】(2)」にも記載したとおり、老朽化している産業技術センターのあり方について根本的に見直さざるを得ない状況が迫っている。

このような現状の中で、設立の趣旨が異なる団体が一つとなって、今後どのような方針で事業を行っていくのかについては大変重要であると考え。市においては今後の方針について協議を行っているものの、合併時点において、基本計画など(事業計画)は作成されておらず、どの事業、事業所等を存続、廃止するのかについては確定できていない。

市の担当者によれば、平成24年7月に公益認定法人への移行を予定しており、それまでにはどの事業を統廃合するのかについて決定したいとのことであるが、今後、どの事業、事業所等を存続させるのかについては十分に吟味し、その結論、及び当該結論に至った理由を市民に公表すべきである(意見番号16)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

合併によって、今後さらに中小企業の活性化を目的として、効果的な事業を実施することなどにより、中小企業を総合的に支援する団体として機能させていきたいと考えております。その中で、事業者・勤労者ニーズを踏まえ、事業の選択と集中を図ってまいりたいと考えております。

また、事業の成果・結果等については、HPでの公表等も含め、透明性を図ってまいりたいと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】-(1)
回答所属	モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室
項目	市職員が事務局を担う団体との関係

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書72頁】

(1) 市職員が各団体の事務局業務を行うことの整理が必要

市職員が各団体の事務局業務も兼務することにつき、兼務の承認手続がなされていない。この点、市の「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」に反している(注)。さらに、市の事務分掌規程において各団体の事務を担うことは明記されていない。市は各職員の兼務状況に対して、整理を行うべきである(結果番号1)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

市職員が団体の事務局業務を兼務することにつきましては、各団体ごとに設立趣旨や業務内容を把握し今後の関与のあり方を検討したうえで、市職員が兼務する必要性について整理を行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】－(2)
回答所属	行財政改革室
項目	市職員が事務局を担う団体との関係

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書73頁】

(1) 市と各団体との間の費用負担関係が不明確

上記1. の概要に記載した各団体と市の間では次の点で費用負担関係が不明確である。まず第1に、人件費の点である。当該団体の人件費分は市が全額負担しており、各団体に対して費用負担を求めている。

第2に事務局スペースの賃借料の点である。各団体の事務局は市役所庁舎内に配置され、団体事務局としての執務スペースや書類等の配置スペース分につき、本来市から賃借手続(又は目的外使用許可手続等)を行うことが求められる。

各団体の実施業務内容は、市の業務に強い関係があるとはいえ、別団体に対して特別な配慮をすることにつき、市は十分に説明及び手続を行っていない。

市は経済部内の上記各団体だけではなく、全部門において同様の関係のある団体がないか調査のうえ、各団体との関係、費用負担関係を明確にし、合理的に市民に説明できるようにすべきである(意見番号17)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

本市が事務局を担う団体や庁舎内に事務所を置く団体にかかる事業内容や職員の関与状況、庁舎使用状況などを個別に把握し改めて職員の関与や事務局スペースの提供の必要性の確認と費用負担のあり方について関係部局と調整してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【10】- (3)
回答所属	行財政改革室
項目	市職員が事務局を担う団体との関係

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書73頁】

(2) 市職員が各団体の事務局業務を行う場合のルール化を図るべき

上記2. 結果(1)において、市職員が各団体の事務局業務を行うことの整理の必要性について指摘したが、これに対して、市では「東大阪市補助金等交付規則」を補完するものとして「団体に対する補助制度運用基準」を設けており、当基準において「市職員が支出先団体の事務局業務を行う場合の注意事項」をまとめている。当注意事項においては、次のとおり記載されている。

そもそも当該注意事項は「団体に対する補助制度運用基準」に記載されており、補助先の団体しか適用されない、と解釈されているが、補助先に限らず、市職員が団体の事務局業務を行う場合全てに適用できるよう整備すべきである。

さらに、各団体の業務について、市の業務(公務)としての必要性について十分に検討することが必要である。同時に本来独立した団体である各団体の自律性を損なっていないか、配慮することも重要である。

上記の検討のうえ、市職員が事務局業務を担う必要があると判断した場合は、団体の業務につき市職員が業務内で担うべきものであることを事務分掌規程等で明らかにしていくことが求められる。一方、団体会計の扱いにおいては、帳簿や残金について複数の者が定期的に確認するなどのチェック体制をとっているか全市レベルでのモニタリング体制の整備が必要と考える(意見番号18)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

市職員が各団体の事務局業務を担うことについては、各団体の事業内容や職員の関与状況等を個別に把握し、当該業務が市の本来業務であるのか、職務専念義務の免除の対象業務となるのかなどについて関係部局とも協議のうえ必要に応じて事務分掌規則等への反映も検討してまいります。

また各団体における会計のチェック体制の整備については、所管部局を通じ指導してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】-(1)-①
回答所属	経済総務課
項目	中小企業への実施事業の情報発信

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書75頁】

(1) 中小企業への実施事業のさらなる情報発信

市及び、市と同様に中小企業集積地である大田区、川口市の中小企業への制度説明・情報提供の方法の概要(主なもの)は次のとおりであった。

東大阪市のウェブサイトにおいて「中小企業・勤労者支援」とリンクがあるものの、その下の階層については、「東大阪産業振興センター」「クリエイターズプラザ」「技術交流プラザ」「商業団体への助成」「雇用開発センター」「産業技術支援センター」「シルバー人材センター」「情報公開」といったリンクを明示しているだけで、どのリンクをクリックすればよいのか、わかりづらいと感じられる。確かに各リンクをクリックすると、その掲載内容は充実しており、例えば「技術交流プラザ」における登録企業数は約1,100社に及んでおり、活用されていることが伺えるが、さらに活用度を向上させるための工夫、初めて市のウェブからアクセスする者がアクセスしやすくするための工夫が求められる(意見番号19)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

本市ウェブサイトについては、平成24年3月にリニューアルしており、ご指摘のページについては、トップページの「事業者」欄から、「産業振興・企業支援」「融資・補助・サポート制度」に分類し、各施策を探していただけるページに更新しました。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【11】-(1)-②
回答所属	経済総務課
項目	中小企業への実施事業の情報発信

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書76頁】

(1) 中小企業への実施事業のさらなる情報発信

一方、市だけではなく、国、府、独立行政法人等といった他の公的機関による制度も併せて理解することにより、さらに中小企業における事業の活用度を向上させることができる、と考えられる。市だけではなく、国、府等の事業も併せて紹介すべきと考える。さらに、インターネットによる情報収集が行いにくい市民に対応するためには、ファックスによる情報提供も行われているが、事業の一覧性がわかりづらいため、ガイドブック方式による情報開示も検討する余地があると考え(意見番号20)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

情報発信のあり方については、ホームページ、メール、FAX以外に、各所属において、パンフレットやチラシ等の印刷物を作成し、それぞれの施策のタイムリーな時期に広報しているところであります。

経済部全体の施策や国・府の施策の詳細を掲載したガイドブックについては、印刷物作成から配布までの間のタイムラグがあり、費用的にも経費がかかると思われますが、事業の一覧性という観点からは優れており、各施策の要約を掲載した施策一覧リーフレット等も含め、情報開示の手法について検討してまいりたいと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【12】- (1)
回答所属	モノづくり支援室
項目	住工共生問題

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書78頁】

(1)「住工共生のまちづくりビジョン」の実現に向けた取組みを強化すべき

平成21年1月に東大阪市住工共生地域整備調査検討委員会から「住工共生の地域整備に向けて＜最終報告＞」が提出されている。そこでは、今後の施策の方向性として、「本市におけるモノづくり産業は重要な存立基盤であることを鑑み、都市経営上の柱に工業集積の維持・発展を据え住工共生の地域整備を進めていくため、市の取組み姿勢を明確化する(P.27)」ことや、「対話の土壌となる地域の組織化と活動への支援とともに、操業環境確保のためのルールに基づき、その実現に向けて必要な各種規制や産業施策の補助要件などの緩和を行う(P.32)」が掲げられている。また、それぞれの実現に向けた課題として、「モノづくり産業の振興を核とした都市経営戦略の明確化と、総合的な施策展開の方向性を総合計画等の上位計画へ反映させていく、あるいは条例化を行っていくために、庁内での合意形成と体制づくりとあわせて、モノづくり産業を核とした都市戦略に対しての地域での機運の醸成(P.27)」及び「産業振興部局と都市計画部局などとの庁内連携体制の構築や支援体制・施策メニューの充実(p.32)」が挙げられている。

市では、当該報告を受けて平成21年4月に「住工共生のまちづくりビジョン」を策定し、補助制度の拡充などの対応を行っているものの、必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない状況にある。

このような中、重点地区とされている高井田地区においては、平成23年度に入って、関係課・室で、対象地域における地権者等関係者のインタビューを実施するなど、庁内での連携体制づくりや、地域での住工共生へ向けた施策の実現可能性などについて調査がすすめられつつある。

市の最大の特徴である工業集積を維持するために、「住工共生の地域整備に向けて＜最終報告＞」及びそれを受けて策定された「住工共生のまちづくりビジョン」の実現に向けて今後、迅速かつ、着実に進むよう取組みを強化すべきである(意見番号21)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

住工共生のまちづくりビジョンの実現に向け、平成24年度に有識者からの意見を聞くとともに、庁内関係部局での度重なる検討を踏まえ、住工共生のまちづくり条例を平成25年3月31日に制定いたしました。同条例では、工業集積が本市の重要な存立基盤であり市の発展には欠かせないものであるとの認識のもと、市民の良好な住環境とモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちを実現することとしています。

また、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者といった各者の責務を規定するとともに、市においても住工共生のまちづくりの推進のために必要な施策の実施及び財政上の措置をとること、モノづくり推進地域(工業地域と一部の準工業地域)において住宅建築におけるルール等が明記されており、平成25年度から補助制度の創設・実施、住工共生のまちづくりの推進に必要な調査などを行うこととなっています。この条例を制定、施行することで、本市の取組み姿勢が明確になり、市民を始めとする各者にも機運の醸成が図られるものと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【13】-(1)
回答所属	モノづくり支援室、商業課
項目	産業施設使用料に係る未収金

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書79頁】

(1) 使用料の回収管理を適切に実施すべき

産業施設の使用料に係る未収金が次のとおりある。平成20年度の包括外部監査において指摘されているところであるが、未収金残高がここまで多額に膨れ上がったのは納付指導や督促が適切に行われてこなかったことが原因である。当年度の包括外部監査実施期間中に産業施設の債権に係る回収マニュアルが策定されたため(平成24年1月作成)、今後はこれに従って適切な債権管理を行うことが必要である(意見番号22)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

産業施設の債権に係る回収マニュアルに基づき、督促、催告等を適宜行い、適切な債権管理を図っております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【14】-(1)
回答所属	商業課
項目	観光振興事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書81頁】

(1) 市職員が協会の事務局業務を行うことの整理が必要

協会の事務局は市役所の商業課内に配置され、協会事務局の業務は市職員等が担っている。独立した団体である協会の自律性を損なう恐れがあり、本来、当団体の職員ではない市職員は協会の事務局業務を行うべきではないと考える。

そもそも、業務を兼務することにつき、兼務の承認手続きがなされていない。この点、市の「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」に反している。

市として、協会との関係を明確にし、合理的に市民に説明できるようにすべきである(結果番号2)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

東大阪観光協会と事務局業務の今後の有り方等について検討を行うとともに、市職員が協会の事務局業務を行う際の事務手続きについて関係部局とも協議を行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【14】- (2)
回答所属	商業課
項目	観光振興事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書81頁】

(1) 市と協会との間の費用負担関係が不明確

現在の市と協会との関係においては、上記「2. 結果」に記載した課題とともに、「費用負担関係が不明確」という課題も抱えている。

第一に人件費の点についてである。市役所商業課職員2人と事務局専任アルバイト職員1人が協会事務局の担当であり、市役所職員の協会業務の割合は10%であるため、0.2人分(=2人×業務割合10%)が協会のために稼働している。しかし、当該0.2人分の人件費は市が全額負担しており、協会に対して費用負担を求めている。

第二に、事務局スペースの賃借料の点についてである。協会の事務局は市役所商業課内に配置され、協会の専従者アルバイト1名の執務スペースや協会の書類等の配置スペースにつき、協会が本来市から賃借することが求められる。しかし、当該スペース分について市は賃借料を徴収しておらず、かつ行政財産である市役所庁舎の一部分の目的外使用許可手続はなされていない。

各団体の実施業務内容は、市の業務に強い関係があるとはいえ、別団体に対して特別な配慮をすることにつき、市は十分に説明及び手続を行っていない。

市は協会との費用負担関係を明確にし、合理的に市民に説明できるようにすべきである(意見番号23)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

東大阪観光協会と事務局業務の今後の有り方等について検討を行うとともに、市職員が協会の事務局業務を行う際の事務手続きについて関係部局とも協議を行ってまいります。

また事務局スペースの賃借料につきましても東大阪観光協会及び関係部局と調整を行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【14】- (3)
回答所属	商業課
項目	観光振興事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書82頁】

(2) 委託料返金手続の遅れ

市が協会へ委託した業務内容は市と協会が締結した「観光振興事業委託契約書」において明らかにされている。一方、業務完了後において市は協会から「委託業務完了報告書」の提出を受けており、業務内容が契約内容に従ってなされたか、確認している、という。

しかし、「観光振興事業委託契約書」に記載された業務内容と「委託業務完了報告書」に記載された実際に実施した業務内容が次のとおり一部相違していた。

当該業務(写真コンテスト)については、会費や協賛金収入をもって行う事業であったはずが、市が委託を行っていないにもかかわらず誤った業務完了報告書が提出されており、市は業務報告を受けた平成23年5月の時点で返金精算(103,886円)を求めるべきであった。しかし、平成23年12月に返金を受けており、7ヵ月間もの手続が遅れていた。今後同様のことがないよう、業務の委託内容と業務完了報告の結果(事業費を含む)を厳正にチェックするとともに返金を受けることが明らかになった時点で速やかに返金を受けるよう、手続を行うことが求められる(意見番号24)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

平成23年度の委託業務報告書より、提出段階で相違が無いチェックを徹底しています。
今後につきましても、委託業務報告書と委託の内容(仕様)に相違が生じた際は、迅速かつ適切な返金処理、会計処理に努めてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【14】-(4)
回答所属	商業課
項目	観光振興事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書83頁】

(3) 随意契約の妥当性

協会と市との間では平成22年度に「観光振興事業委託契約」を締結し、「(1)ハイキングコースの案内板の補修業務、(2)観光に関する各種案内業務、(3)観光施設の整備及び維持管理に関する支援業務、(4)観光パンフレット等作成業務」につき委託している(契約額1,700千円)。当該契約は随意契約手続によっている。

随意契約締結時には、次のとおり随意契約を行うこと理由書を担当課で作成し、承認手続を行っている。

さらに、東大阪市財務規則第108条(注)の適用により、協会以外の者から見積書を提出させることが困難と判断し、他の業者から見積書を入手していない。

しかし、今回の監査にあたって契約書に記載された業務内容を閲覧したところ、(1)ハイキングコースの案内板の補修業務、(2)観光に関する各種案内業務、(3)観光施設の整備及び維持管理に関する支援業務、(4)観光パンフレット等作成業務であり、他の民間業者においても十分に実施可能なものである、と考えられる。以上より、随意契約ではなく競争入札方式により契約相手を選定すべきであるとする(意見番号25)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(見解の相違)】

東大阪観光協会は、市内のハイキングコースや観光施設にネットワークやノウハウを有しており、かつ、当協会は公益的な事業の推進を目的とする団体であります。

当協会の会則においても「本会は、東大阪を中心とする観光事業の発展を図り、併せて産業及び文化の振興に寄与すること」が設立の趣旨となっていることから、本委託業務を最も効率的、効果的に履行、遂行できる能力を有していると認め、随意契約を締結しているものです。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【15】－(1)
回答所属	モノづくり支援室
項目	中小企業に対する表彰制度

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

(1)「東大阪テクノスター制度」のあり方について

「東大阪テクノスター制度」の開始の経緯としては、「東大阪市中小企業振興対策協議会」にて、社長に対するアンケートをしたところ、「高度熟練工ではなく利益を生み出す(工程の段取りや組合せを効率的に行う)ことができる人材を育成し、高付加価値型企業へ転換したい」という意見が多かったことを受け、こうした従業員を表彰する制度を設けたことから始まる。しかし、開始したところ、応募状況は平成21年度5件、平成22年度1件、平成23年度1件、と僅少なものであった。このように少ない応募件数であった理由としては表彰されると、当該表彰者はヘッドハンティングされ流出する、給与評価を上げなければならない、といった経営者側の懸念が絡み、企業からの推薦が少なかったのではないかと考えた。

また、テクノスターとして選定された者が当該中小企業や市へどのように貢献したのか、という点では特にフォローはなされていない。

そもそも、中小企業社長の右腕になる従業員がほしい、というニーズがアンケートから導き出された場合において、当該従業員を表彰するよりも当該従業員になりうる者を育成するといった幅広い人材育成事業を行うべきではないかと考える。

まずは、当該制度の効果について十分に検証したうえで、効果がなく、かつ応募がないという状況が続けば事業を廃止することを選択すべきであると考え(意見番号26)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

当制度につきましては、企業に対するアンケートより、「人材育成し、高付加価値型企業へ転換したい」との意見が多かったため、検証したうえで設けました。

しかしながら結果として、企業からの推薦は少なく、平成23年度をもって当制度は廃止いたしました。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【15】- (2)
回答所属	モノづくり支援室
項目	中小企業に対する表彰制度

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

(2) 優良企業表彰のあり方について

当該制度は昭和59年度に開始したあと、約30年近く経過しており、表彰された企業数は100を超える。実際に表彰対象企業が少なくなっている、という現状がある、という。また、製造業企業だけを対象とした制度ではあるが、本来表彰したからといって、どのように市内中小企業の活性化に繋がったのかは明確になっていない。

当表彰制度について、当該表彰制度の目標が達成できたのか検証することが求められる(意見番号27)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

当表彰制度につきましては、平成23年度をもって廃止いたしました。

なお、今後表彰制度を設ける場合は、当該表彰制度の目的を定め、達成できたのかどうかを検証することも検討してまいりたいと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【16】- (1)
回答所属	経済総務課、モノづくり支援室
項目	中小企業振興会運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書88頁】

(1) 中小企業振興会運営費補助金の積算をより精緻化すべき

振興会は市における中小企業支援施策を中心となって推進するために設立された外郭団体である。当該団体に対しては実質的な運営費補助金が交付されているが、下記のとおり毎年多額の精算が生じている。このように多額の精算金が発生するということは、そもそも事業計画(資金計画)の不十分さがあったと言わざるをえない。さらに、市の資金が有効に活用できなかったことになる。

「平成23年度 中小企業振興会・運営補助金予算額」によると、平成23年度の予算額は115,689千円とされており、予算見積もり段階での直近の決算である平成21年度決算額121,653千円と比較すると、総額ベースでは一定の見直しが行われているものといえる。しかしながら、事業種別にみると、管理費の減額幅が大きく、融資斡旋事業についてはむしろ増額されていることがわかる。

求償権の回収に関連して法的措置をとることになればそれなりの支出が必要となるが、近年の回収実績や平成21年度の精算内訳を見る限り、それほど多額の予算措置が必要になるとは思われない。仮に法的措置が必要となりそうな場合には経費の流用か、金額によっては補正予算によって対応することも可能である。資金の有効活用という観点から、より精緻な予算設定が望ましいと考える(意見番号28)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

求償権の回収にかかる予算は、資金をより有効活用できるように、前年度の実績を踏まえ予算設定を行っております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【16】－(2)
回答所属	モノづくり支援室
項目	中小企業振興会運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書89頁】

(2) 中小企業振興会運営費補助金の精算手続を早期化すべき

平成22年度の事業に対する補助金の精算が平成23年6月1日に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

これに関して、市においては「東大阪市補助金等交付規則」が設けられており、次のとおり規定されている(一部抜粋)。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後(補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後)あらかじめ指定する期間内に、市長に対し、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助金等実績報告書を提出しなければならない。

(以下、略。下線は筆者記入)

市では補助金交付通知書において「事業年度経過後、速やかに事業報告書及び収支決算書を提出すること」と条件をつけており、6月の提出が「速やかに」に該当するかどうかについては議論の余地がある。しかしながら、同一年度内に補助金の精算が行われない場合、市の一般会計においては概算で支払った補助金額が決算書に反映され、あるべき数値が計上されないこととなる。本来、交付年度内において精算を行うべきである(意見番号29)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

平成23年度中小企業振興会運営費補助金については、事業年度終了後、速やかに手続きを行い、交付年度内において精算を行うことができました。今後、引き続き、交付年度内に適切に精算を行うよう指導してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【16】- (3)
回答所属	経済総務課
項目	中小企業振興会運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書90頁】

(3) 求償権の回収業務について将来的なあり方を検討すべき

「事業の概要」に記載しているとおり、平成15年度まで振興会は融資斡旋事業を行っていた。当該事業のスキームは次のとおりであり、最終的な損失はすべて市が負担することとなっている(市と振興会の契約により、振興会が求償権を回収できない場合、市が提供した代位弁済の補填資金を振興会は返還する必要がないため)。なお、当スキームについては平成18年度包括外部監査報告書において詳細な検討がなされている。

[事業スキーム]

- ① 中小企業が金融機関から融資を受けるにあたり振興会に保証を申込み
- ② 振興会は金融機関と保証契約を締結し、保証準備金預金を預け入れ
- ③ 金融機関から中小企業に融資を実行
- ④ 中小企業から金融機関への返済が滞ると振興会が金融機関に対して代位弁済し、中小企業に対して求償権を取得
- ⑤ 代位弁済に要した資金を市が振興会に対して補填
- ⑥ 振興会は中小企業から回収した資金を市に返還

平成22年度末時点における求償権残高は121,094千円であり、年度別の発生件数及び金額は次のとおりである。

平成16年度以降は代位弁済によって取得した求償権の回収業務のみを行っているため、ここ数年新規の求償権はほとんど発生していない。すなわち、いまだに残っている求償権の大部分は平成18年度以前に発生したものであり、債権回収サービス会社を通じて回収努力を行っているにもかかわらず回収が困難な債権といえることができる(債権回収サービス会社への業務委託は平成18年度から実施)。このような事情を反映して、求償権の回収額も次のとおり年々減少している(なお、平成22年度末時点での信用保証残高は12,415千円であり、今後新たに発生しうる求償権は最大でこの金額となる)。

ここで、債権回収サービス会社に対して支払う委託料は基本的に成功報酬となっており、特に問題とすべき水準にあるとは思われない。しかしながら、求償権の回収にあたっては、サービス会社への委託料のみならず、その管理業務に携わる事務局職員の人件費などもコストとして発生する。今後も回収額の大幅な増加は見込まれないため、いずれかの時点で個々の債権の回収可能性を精査したうえで、費用対効果をふまえて、求償権の回収業務のあり方を検討すべきであると考え(意見番号30)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

債権の回収については、費用対効果を見極めるとともに、求償権の回収業務のあり方について検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【17】-(1)-①
回答所属	モノづくり支援室
項目	モノづくりワンストップ推進事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書93頁】

(1) コーディネーターの意見を施策に取り入れることを検討すべき

モノづくりワンストップ推進事業のコーディネーターは、各企業を訪問して経営者と信頼関係を構築し、市が実施する最新の施策を直接説明するとともに、技術面での悩みに対するアドバイスや販路開拓に関する情報などを個別に提供している。すなわち、モノづくりワンストップ推進事業におけるコーディネーターは市の中小企業支援施策の最前線に立ち、市域中小企業の状況やニーズを最もよく知りうる立場にあるといえる。そのようなコーディネーターに対して現状の市の施策の課題について質問したところ、次のような意見が得られた。

① 海外企業との取引を推進するための施策としては、日本貿易振興機構(JETRO)を通じて海外のバイヤーをクリエイション・コア東大阪に招聘してのマッチング及び技術交流プラザの英訳化を進めている程度である。しかしながら、取引の拡大をより進めようとするのであれば、海外(特にインドネシアなどのアセアン諸国)に拠点を開設して駐在員を配置し、市の中小企業に有用な情報を積極的に入手することができればよいのではないかと(拠点を開設するというのは、いわゆるハコモノを建設せよという意味ではない)。

② 市では平成23年度から「海外販路拡大事業」を予算化しているが、海外で開催される展示会に出展するにあたって必要なブース代の補助にとどまっている。海外企業との商談にあたっては、貿易実務のみならず商慣習や言葉の問題など市内中小企業が不得手な多くの課題があるため、商社出身で海外経験豊富なコーディネーターがアテンドできるような制度があればよいのではないかと。

③ 職業能力開発促進法に基づいて平成元年4月に開設された公共職業能力開発施設である大阪府立東大阪高等職業技術専門学校卒業生を市内中小企業に橋渡しできるような制度があればよいのではないかと。

上記のうち、①については大阪府が上海に事務所を設置して、国内からの企業ミッション団受入及びアテンド、展示会や見本市への出展支援及び各種情報提供などを行っている実績がある。仮に市単独での進出が困難であれば、大阪府が提供しているサービスを有効に活用することも検討に値するのではないかとと思われる。

次に、②についてであるが、これまで海外企業との取引を行っていない中小企業がいきなり海外の展示会に出展しても思うような効果が得られないことは想像に難くない。経験豊富なコーディネーターによる支援が必要不可欠であると思われる。

また、③についてであるが、市の担当者に確認したところ、近畿大学や大阪商業大学などについてはセミナー開催などで就職活動支援を行っているが、大阪府立高等職業技術専門学校や市内にある工業高校2校についてはそのような活動を行っていないとのことであった。市内企業経営者の高齢化や後継者不足が表面化している現状において、関連分野の教育を受けた高等職業技術専門学校や工業高校の卒業生もセミナーに参加させるなど、雇用のマッチングを推進するべきであると思われる。

モノづくり支援室ではコーディネーターと定期的に意見交換の場を設けているとのことであるが、上記意見については具体的な施策に反映させるよう検討することが望まれる(意見番号31)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

モノづくり支援室では、毎月1回、コーディネーターと意見交換・情報の共有を図っているところであります。その中で、市の施策についてのアドバイスを頂いているところであり、今後もそれらの意見を踏まえ、予算にも反映することで具体的な施策構築ができるように努めてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【17】-(1)-②
回答所属	モノづくり支援室
項目	モノづくりワンストップ推進事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書94頁】

(1)コーディネーターの意見を施策に取り入れることを検討すべき

一方、当事業は平成22年度から開始された事業であり、その事業効果の検証は一定期間の経過を待ちたいところであるが、今後は、経済性、効率性、有効性の点から依頼企業の満足度を明らかにしていく仕組みの整備(例えば利用企業に対するアンケート票を配布して回収し分析する等)が必要であると考え(意見番号32)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

平成25年度からサポートを受けた企業の満足度を調査し、さらには、サポートで一定の課題解決につながった事例のレポートを整理し、事業のより効果的な運営を図ってまいりたいと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【18】- (1)
回答所属	商業課
項目	東大阪商工会議所への補助金・委託料

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書96頁】

(1)会員の産業別構成に見合った事業展開(商業関係事業の割合拡大)

下記図のように、中小企業都市連絡協議会の構成市(製造業を中心に中小企業が集積する都市)である川口市、岡谷市、尼崎市と比べて、東大阪市は工業(製造業、建設業、鉱業)の会員割合が高く、また、市全体の事業所構成としても工業の割合が高く、まさに“モノづくりのまち”といえる。

このようなことから、商工会議所に対する補助についても工業に関するものが主体となることは理解できるが、現状の市の業種別の補助状況はアンバランスであると考えられる。

下記図は、主として工業を所管するモノづくり支援室とそれ以外(商業課、労働雇用政策室、農政課、経済総務課)の平成22年度当初予算における商工会議所に対する補助金等(補助金、負担金、委託金)の割合を示したものである。

これによると、全業種共通の事業を行っている補助金等が含まれるものの、モノづくり支援室の割合が大半(63%)を占めており、工業の商工会議所会員割合、事業所数割合がそれぞれ44.7%、31.7%であることからすると、アンバランスな面が感じられる。

なお、商業(事業所数割合:25.5%)を所管する商業課は、事業所数割合に大きな差はないものの、モノづくり支援室のわずか4分の1にとどまっている。

今後、商業に対する施策にも力点を置き、補助金のあり方を検討されたい(意見番号33)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

市の商業振興事業との棲み分けを含め、事業の割合については 関係者と協議を重ねながら、今後検討を進めてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【18】－(2)
回答所属	モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室
項目	東大阪商工会議所への補助金・委託料

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書98頁】

(2)商工会議所への補助金のあり方

商工会議所の決算報告書によると、平成22年度の一般会計の収入額は324,427千円であり(うち市補助金負担金委託料合計:47,288千円)、対する事業費、管理費の支出合計は207,796千円である。差し引き116,631千円のうち、71,000千円を「財政運用資金会計への繰出金」として拠出している。

財政運用資金会計における財政運用資金積立金残高は200,000千円にも上っており、償却基金積立金777,216千円等の積立金合計額として1,391,156千円が計上されている。以上より、財政的に安定した運営が行われている、といえる。

上記の財務状況である商工会議所に対する市補助金の状況について検討したところ次のとおりであった。

市では「団体に対する補助制度運用基準」を設定しており、「事業補助とする」、「補助の終期を3年以内とする」、「対象経費の補助率の上限は1/2とする」等の基準を定めている。また、これらの基準により難しい場合は、理由等を公開し、透明性を確保する、とある(「団体に対する補助制度運用基準」については報告書第5【7】参照)。

これに対して、商工会議所への補助金は当運用基準に準拠できていない点があり、市ではさらに、当運用基準に準拠できるよう改善を進めていくため商工会議所に対する補助金査定方針「商工会議所補助金査定方針」を作成している。当「商工会議所補助金査定方針」は毎年改定されている。

なお、平成23年度商工会議所補助金査定方針の前年度からの主な見直し内容は「対象とする事業を更にPDCAの観点から適切な見直しが行われている、と判断できる事業に限定」「補助率の削減(注)」等である。

確かに「商工会議所補助金査定方針」を毎年改定し、「団体に対する補助制度運用基準」へ近づける努力がなされてきていることは伺える。しかし、現時点も「団体に対する補助制度運用基準」に準拠していない実態があることも事実である。

例えば、商工会議所に対し市は「テクノメッセ東大阪開催事業補助金」を交付しており、平成22年度事業費17,650千円に対して、補助金額は10,000千円であり、補助率56.6%と2分の1を超過している。確かに、「商工会議所補助金査定方針」における補助率適用区分は「その他」の区分に該当し100%以内が適用され、「商工会議所補助金査定方針」に合致していることとなるが、市の「団体に対する補助制度運用基準」の「4 対象経費の補助率の上限は1/2とする」に準拠していない。

支出する補助金については、補助金の支出の効果を十分に考慮したうえで支出すべきであり、かつ、団体の財政状況等から判断して、運用基準の厳格な適用を実施しても事業の遂行に支障をきたすおそれの少ないと推定される商工会議所のような団体に対しては、市は「団体に対する補助制度運用基準」の遵守へ向けて早期に取り組むべきである(意見番号34)。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成25年3月末（一部措置済み）】

モノづくり支援室所管の東大阪商工会議所への全ての補助事業について、PDCAの観点からは、目標設定と実績を数値で把握できるような指標で明確にし、改善や向上を図っていくような手続き様式のフォーマットを使用しており、その都度指導を行っております。事業の中には内部・外部のモノづくり企業に定着しているものや、効果測定が困難であるが高い必要性が認められる事業もあり、漫然と同じ事業を繰り返している事業に対しては補助を行っておらず、毎年査定方針を改善させながら協議を行って事業内容を確認し、必要性が認められる事業の査定を行っております。

しかし、財務状況から判断しても体力を備えた組織であることも伺えるため、未だ団体に対する運用基準とは乖離がある部分について、着実に前進していくため平成26年度事業でさらに遵守に向けた方策を検討し、商工会議所とも協議を行って調整していく必要があると考えております。

商業課所管の東大阪商工会議所への補助金については、補助金支出の効果についても十分考慮した上で、「団体に対する補助制度運用基準」の遵守を図ります。

労働雇用政策室所管の東大阪商工会議所への補助金については、事業そのものが、市が主催あるいは複数の関係機関と共催で行っている事業が大半であり、市の「団体に対する補助制度運用基準」に全てが準拠しきれていないところもあります。今後も遵守に向けた調整を行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【18】－(3)
回答所属	モノづくり支援室
項目	東大阪商工会議所への補助金・委託料

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書99頁】

(3)創業塾運営事業におけるPDCAサイクルの徹底

「モノづくり支援室」から商工会議所に対する補助金の一つである「創業塾運営事業補助金」とは、創業意欲のある人材を対象に創業塾を開催し、開業をスムーズに行い、市経済の振興を図ることを目的とする事業である。

市は商工会議所に対して「補助金等実績報告書」の提出を義務付けている。平成21年度の補助金等実績報告書の「実施事業の総括」欄において、実施内容として、「今年度は、創業するための初歩段階を1日目、具体的な資金繰り計画・ビジネスプランの立て方、公的機関からの創業融資の内容を2日目に行った。受講生から2日目の実務的な内容の方が好評を得ていた。」と記載されている。「今後の見直し方針」欄では、来年度は事例発表を組み込むことも検討する旨が記載されている。

それにもかかわらず、平成22年度の補助金等実績報告書においても「実施事業の総括」欄で平成21年度と同内容のものが記載されており、昨年度の見直し方針が反映されておらず、PDCAサイクルがうまく機能していないといえる。また、市としても補助金等実績報告書に適切な内容を記載するよう指導を行うべきである。

市にとって創業者の増加は重要課題といえるため、平成20年度に実施していたものが良いとわかっているながら、漫然と同内容のものを実施していたのでは「補助金等実績報告書」に掲げられている「年間で10名程度の創業者を創出する」という事業目標は達成し得ないと考える。

PDCAサイクルを意識し、受講者のニーズに合った研修内容に柔軟に対応する体制が期待されるところである(意見番号35)。

下記表は全国の商工会議所が創業塾受講者に対して追跡アンケートを行った結果であるが、当該アンケートにおいても「創業者の体験談」を47.4%の受講生が役に立ったと回答しており、創業者の創業事例(創業体験)が有効であることが伺える。

これに対して、市においては、今後、PDCAサイクルを有効に回すためにも、「創業者の体験談」を盛り込んだ取組みが期待されるところであるが、2日間の研修は創業に係るひとつの知識を獲得するには、やや物足りないものであると考えられる。

ここで、研修日数について考察を行う。

日本商工会議所のホームページによると、創業塾は、「平日夜または土日を中心に、合計30時間程度開催します。」となっており、多くの商工会議所(商工会)の創業塾は5日間の研修が一般的である。

下記表は滋賀県商工会連合会及び愛荘町商工会等が平成23年度において開催中の創業塾カリキュラムであるが、5日間研修で、創業体験の発表や演習が盛り込まれているだけでなく、ビジネスプランの発表会まであり、実践的な講座内容となっている。

平成22年度の補助金等実績報告書においても、「今後の見直し方針」欄で、「受講者のアンケート結果では「演習形式のセミナーにしてもらいたかった」などの意見もあり、演習形式での開催を検討する。」となっていることから、PDCAサイクル徹底の観点から、上記事例を参考にしつつ、「創業者の体験談」や「演習」を盛り込んだカリキュラムに改めていくことが期待される

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

平成23年度からの改善内容は、①2日間から3日間の開催に日数を増やしている、②創業者の創業事例(創業体験)が有効であるという体験者アンケートを受け、実際の創業者を講師として、事業の具体化方法と強み・弱み分析、市場調査のセミナーや、金融機関の方を講師として創業時の資金調達方法や利益計画の立て方などのセミナー、また、実践的なビジネスプランの個別相談会や発表会を開催しました。

また、創業塾終了後も受講者同士で情報交換を行っており、創業時に直面するハードルを乗り越えていこうとするネットワークが形成されつつあると認識しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【18】- (4)
回答所属	モノづくり支援室
項目	東大阪商工会議所への補助金・委託料

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書102頁】

(4)商工会議所の計算書類の記載内容の充実

市は、「異業種交流連絡協議会」(以下、「協議会」という。)に「異業種交流連絡協議会活動助成金」250千円を交付している。商工会議所が協議会事務局を担っているため、商工会議所が当助成金を預り、管理している。しかし、商工会議所の計算書類には当助成金を預っている旨の記載をしていなかった。協議会は商工会議所と別団体とはいえ、その出納に関する責任は商工会議所が担うことから、商工会議所の収支決算書において「預り金収入」で計上すべきと考える。

今後は計算書類を入手した際において、市が拠出する委託料や補助金が計算書類に正しく計上されていることの確認も併せて行うことが求められる(意見番号36)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

平成24年度の事業完了報告からは、計算書類を入手した際において市が拠出する委託料や補助金が商工会議所の収支決算書に正しく計上されていることの確認も併せて行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【19】－(1)
回答所属	モノづくり支援室
項目	産業技術支援センター管理事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書107頁】

(1) 産業技術支援センターのあり方を見直すべき

市では、中小企業振興に関わる諸問題について調査研究、並びに協議し、もって地域経済の発展に資することを目的として東大阪市中心企業振興対策協議会を設置している。東大阪市中心企業振興対策協議会が平成20年2月に提出した報告書によると、平成24年3月末にわが国初の本格的な高規格集合工場と公的技術支援機関(注:東大阪市産業技術支援センターのこと)との一体施設である「テクノ・コンプレックス高井田(仮称)」を建設する構想が提言されていたものの、具体的な進展はなされていない。

上記報告書によると、「産業技術支援センターは築33年が経過し老朽化が進行するほか、クリエイション・コア東大阪における産学連携が強化される中、研究開発ニーズが相対的に低下しており、持つべき機能も含めて施設の見直しの時期を迎えている(同報告書70ページ)」とされており、産業技術支援センターの現状及び課題を次のように分析している(その後、ガス管など一部の補修工事が行われている)。

平成21年度から指定管理者に指定された振興会により、測定機器や各種施設などの利用を拡大するための方策が実施されているところではあるが、平成22年度における機器の利用状況や施設の稼働状況を見る限り、これらの課題が解消されているとは言い難い状況にある。

大阪府和泉市に設置されている大阪府立産業技術総合研究所に対して当該センターを「技術の地域診療所」と位置づけ、市内中小企業の高付加価値化を支援するという施策の意義を否定するものではない。しかしながら、施設の維持管理のみで毎年約50,000千円を投入しており(それ以外にも平成22年度には機器購入代金9,954千円が発生している)、そう遠くない時期に大規模な改修工事が必要となることが明らかな当該施設について、将来のあり方が具体的に検討されていないことは大きな問題である。

担当課によると、市の中でも特に工場集積が進んでいる高井田地区に技術支援センターが設置されていることに意義があり、建替えをしてでもこれを維持していきたいとのことであった。しかしながら、厳しい財政状況のなか市の単費で建替えを行うのは現実的には不可能であり、国において対応する補助金制度が創設されなければ今のままの状態での将来的な施設存続は望めない。「モノづくりのまち」の象徴として建替えをしたうえで施設の存続を図るのであれば、団体に貸し付けているスペース(本館2,793㎡のうち897㎡)や稼働率が低い会議室等を廃止するなどして施設規模を縮小する、市内企業の高付加価値化に直結しうる技術相談や測定機器開放などに特化する、など多角的に施設のあり方を検討する必要がある。

平成22年度に実施した耐震診断調査で「耐震性に問題はない」という結果が報告されたものの、そう遠くない時期に施設のあり方を根本的に見直さざるを得ない時期が到来することは明らかである。よって、測定機器の配置を見直すなどの短期的な利用促進策(現地調査を行った際に、1つの部屋に複数の測定機器が設置されているため、ある機器を使用している間は企業機密保持の観点から同じ部屋にある別の機器の利用が制限されるケースもあるとのことであった)のほか、将来的な施設のあり方についての検討をすみやかに開始するべきである(意見番号37)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

市立産業技術支援センターは、老朽化が進んでいるものの、地域に密着した様々な技術支援を行う施設として、現在も重要な施設と考えております。

今後も、市の技術的な課題解決を図る「技術の地域診療所」としての役割を果たすため、改修・建替え等も含めて、検討してまいりたいと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【19】- (2)
回答所属	モノづくり支援室
項目	産業技術支援センター管理事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書110頁】

(2) 機器利用料金設定根拠を明確化すべき

測定機器等の利用料金は「東大阪市立産業技術支援センター条例施行規則」の別表3(第7条第4項関係)で規定されている。平成22年度における測定機器等の利用料金収入は4,525千円であるが(利用件数1,468件)、個々の機器についてみると1時間当たりの利用料金は100円～3,900円と幅がある。時間当たり単価の上位3件に係る当初購入価額は次のとおりである。これらの機器利用料金は次の計算式によって算出されている。

【計算式】

(購入金額×0.9+2年目～11年目までのメンテナンス費用の合計)÷利用時間

- ・メンテナンス費用(2年目～6年目):購入金額×0.9×10%×5年
- ・メンテナンス費用(7年目～11年目):購入金額×0.9×20%×5年
- ・利用時間=開館日数×8時間×11年×利用率(15%)

上記計算式は平成9年にセンターを開所したときから見直しが行われておらず、これに従って利用料金を算定し続けている(例えば、購入金額に0.9を乗じているのは減価償却計算における残存価額を考慮したものと思われるが、平成19年度税制改正により現行の法人税法では残存価額は1円とされている)。むろん、高額な機器を自社で購入できない中小企業を支援するための機器開放であるため、投下資本のすべてを回収することは想定されていない。しかしながら、機器の購入に公金を投入する以上、利用料金の設定過程をある程度合理的に説明できるようにしておく必要がある。具体的には、メンテナンス費用の発生状況や利用率の状況などをもとに計算式自体あるいは計算式の構成要素を定期的に見直す必要があると考える(意見番号38)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

機器利用料金については、合理的な算定方法により金額を設定するよう平成25年4月1日に変更する予定です。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【19】- (3)
回答所属	モノづくり支援室
項目	産業技術支援センター管理事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書111頁】

(3) 指定管理に係る管理経費の精算に関する規定を見直すべき

平成22年度の事業に対する管理経費の精算が平成23年6月1日に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない(意見番号39)。

東大阪市立産業技術支援センターの管理に関する協定書第14条第1項によると、指定管理者は「事業報告書を提出した日から起算して15日以内」に管理経費の不用額を市に返還することとされている。これを当年度にあてはめると、事業報告書は平成23年5月19日に提出されているため、財団法人東大阪府中小企業振興会としては平成23年6月2日までに精算すればよく、その手続になんら瑕疵はない。しかしながら、同一年度内に管理経費の精算がなされないと、市の一般会計においては概算で支払った管理経費が決算書に反映され、あるべき数値が計上されないこととなる(22年度の精算額は1,090千円)。一般会計で適切な決算数値を計上する観点からすれば、出納閉鎖日である5月31日までに精算を要するように協定書の規定を改めるべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

東大阪市立産業技術支援センターの委託料の精算金については、出納整理期間内である平成24年5月28日に入金されたものの、入金した金融機関と本市指定金融機関との事務手続きに日数を要し、結果的に平成23年度分についても同一年度内の精算が行うことができませんでした。

平成24年度の委託料の精算については、金融機関間の事務手続きに要する日数も踏まえ、出納整理期間である5月31日までに精算できるよう指導してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【20】- (1)
回答所属	経済総務課
項目	中小企業情報提供事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書114頁】

(1) 非製造業に対する中小企業だよりのあり方を再考すべき

モノづくり企業に対する支援施策を担当しているモノづくり支援室が当該事業を所管している影響もあると思われるが、製造業向けの中小企業だよりと非製造業向けのそれとでは発行回数や掲載されている情報量に格段の差がある。非製造業向けの中小企業だよりについてみると、実質的には毎月1～2個の施策情報を提供しているにすぎない(9月1日分:「東大阪物産展in東京」出展者募集、10月7日分:東日本大震災及び円高への対応にかかるセーフティネット保証について、11月2日分:第24回東大阪産業展「テクノメッセ東大阪2011」開催、ビジネスセミナー(5講座)のご案内)。この程度の情報を提供するために毎月約8,000件も非製造業者に対してFAX送信をすることが必要かはなはだ疑問である。中小企業動向調査結果を伝達するために四半期ごとの発行にするなど、非製造業向けの中小企業だよりのあり方について再考するべきである(意見番号40)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

非製造業向けの中小企業だよりについては、施策情報を掲載した記事をすぐに見られるというFAXの特性を活かし、各施策を適切な時期にお知らせすることが市内事業者にとって最も有益であり、非製造業向けの中小企業だよりは、製造業向けの記事と同様に発行すべきと考えます。

現状を踏まえ、経費節減の観点から、メール配信への切替希望欄を中小企業だよりの記事中に掲載し、PCメールや携帯メールへの切替を促す等、中小企業だよりの配信方法について検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【20】－(2)
回答所属	経済総務課
項目	中小企業情報提供事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書114頁】

(2) 中小企業支援施策に関する情報提供のあり方を不断に見直すべき

平成23年2月23日発行分についてみると、FAX通信12,080件、メール1,685件の計13,765件の中小企業だよりが発行されている。確かに、FAXは直接手にとって見るためある意味において情報伝達手段として有用である面も否定できない。しかしながら、携帯電話がこれだけ普及している今日においては、市の中小企業支援施策に関する情報を携帯メールで提供すること等も検討する価値があるのではないかと思われる。

いずれにしても、中小企業が必要とする情報をより確実にかつ、経済的に届けるにはどのような手段がよいかについて、その効果を検証しながら不断に見直しを行うことが必要であると考える(意見番号41)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

中小企業だよりの情報伝達手段について、希望する方にはFAXからメール配信への切替をしています。経済的には、メール配信の方が安価にすむことから、メール配信への切替希望欄を中小企業だよりの記事中に掲載する等により、PCメールや携帯メールへの切替を促しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【21】- (1)
回答所属	経済総務課
項目	中小企業融資事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書119頁】

(1) 預託に対する説明責任の遂行

預託金は、年初及び年度中に預託され、年度末にその全額が返済される。また、預託金は決済性預金に預け入れられるため、金融機関が破綻したとしてもその全額が保全される。一般会計の決算書において、預託金の収入と支出が記録はされるものの差額ゼロであり、市にまったく負担が生じないように見えるが、実際には資金を預託することにより別の用途で使用できるはずの機会を損ねていることになり、市に負担が生じている。

例えば、当該資金につき、国債として運用した場合541千円の利息収入の機会を失っている、と試算できる。

(注) 平成22年4月1日時点1年もの国債利率0.129%であることから(財務省ホームページより)、 $419,910 \text{千円} \times 0.129\% = 541 \text{千円}$

確かに、市が中小企業者に直接融資を行うことにより生じるリスクや、利息の引き下げ分(0.5%/年)を直接負担することに比べると、利息収入の機会費用541千円は少額であるといえる。しかし、一定の負担は小規模企業融資制度の目的達成のために必要であるものの、市が4億円以上もの預託金を負担していることにつき、十分に市民に対して説明がなされていないと考える(意見番号42)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

小規模企業融資制度にかかる預託金については、公表に向け検討段階であります。完成次第、小規模企業融資制度のご案内やホームページ等にて掲載する予定としております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【21】- (2)
回答所属	経済総務課
項目	中小企業融資事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書120頁】

(2) 金融機関が実施する事後調査(フォローアップ)の捕捉について

平成23年度以降、当制度の要綱の改訂により、金融機関による融資先に対する事後フォローアップ(事後訪問)の実施が求められている。しかし、当該フォローアップの状況につき市への報告義務が求められていないこともあり、市では報告を受けていない。市において小規模企業支援のための施策の一環として当制度が有効であるかどうか、利用者(小規模企業)の声を集約し、制度のさらなる見直し等に生かすべきである(意見番号43)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

平成25年3月にアンケート調査を実施し、「小規模企業融資の利用を決めた理由」について、約9割が「低利率」と、また「融資を受けたことによる業績の変化」については、約8割が一定改善していると回答されており、預託による低金利融資は、利用者ニーズにもマッチし効果があるものと考えております。一方で、信用保証料の引き下げや融資限度額の増額などの要望も多く、制度設計の見直しも含め今後府への要望を行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【21】- (3)
回答所属	経済総務課
項目	中小企業融資事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書120頁】

(3) 政策実績年間報告書における評価指標の見直し

小規模企業に対する金融支援事業についても政策実績年間報告書(報告書第5【4】参照)を作成しているが、その評価指標は「融資実行件数(件)」及び「信用保証料補助件数(件)」となっており、増加することがよいとされる指標となっている。景気の下降時においてはセーフティネットとしての小規模企業金融支援事業の需要が高まり、実績値が目標値を上回る傾向にあり、景気の上昇局面では、逆に実績値が目標値を下回る傾向にある。また、必ずしも融資実行が多ければよいわけではなく、必要以上に融資を行えば、市場から退出すべき競争力のない企業を延命させ、必要以上に市が負担することになる。

このように、経済情勢等を前提として判断を要する事業に対して、実情にそぐわない画一的な指標を用いたモニタリングは実効性に乏しい。例えば、融資額の回収率や、上記(2)の融資効果の把握状況等、相反する複数の指標をもとに事業のバランスを図ることも考えられる(意見番号44)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(見解の相違)】

利子補給や信用保証料補助などの直接補助は廃止し、現在は預託による利率の低減に政策転換し、市の財政負担は軽減されております。一方、利率の低減によって潜在的需要が掘り起こされ、平成24年度下半期の小規模企業融資制度の申込件数は前年同期を上回っております。

なお、ご指摘を受けて、指標につきましては、融資の実行によって安定的に経営できる企業が増える可能性が高まることから、相談件数に対する融資実行の割合を採用しました。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【22】- (1)
回答所属	経済総務課
項目	緊急融資等テレフォン相談事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書121頁】

(1) 金融相談窓口設置の効果把握について

確かに、当事業は市民からの相談に応じているが、利用者からアンケートは徴収しておらず、制度改訂へ向けた取組みを行っていない。アンケートの徴収等により窓口設置の効果把握すべきである。

さらに、ユーザーニーズに対応した相談窓口へ案内できる仕組み作りも同時に求められる(意見番号45)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

よりよい金融相談窓口の運営のため、平成25年3月に利用者アンケートを実施し、「窓口対応」について、小規模企業融資利用者では、70%が満足、認定書発行も含めた利用者では、99%が満足との回答があり、一定窓口設置の効果があったと考えております。

また、ユーザーニーズに対応した相談窓口への案内につきましても、引き続き、相談内容に応じた窓口案内一覧表を作成するなど新たな仕組みづくりを検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【23】-(1)-①
回答所属	商業課
項目	空き店舗活用促進事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書123頁】

(1)空き店舗活用促進事業補助金の有効活用と商業集積地魅力アップ事業補助金との連携市において、空き店舗活用促進事業補助金を交付しているが、空き店舗を活用した新規創業が店舗の賃料設定が高いなどの理由により、有効に活用されず、平成22年度において5,134千円の不用額(執行率61.4%)が発生している。

① 空き店舗率の高い集積地へのより一層の普及・啓発

下記表は市内商業集積地域別の空き店舗状況と空き店舗活用促進事業補助金の活用件数を対比したものであるが、空き店舗率の高い「若江岩田」「花園」「大蓮」「徳庵・稲田」の4集積地のうち、花園については3件の補助金活用が見られるものの、「若江岩田」「大蓮」「徳庵・稲田」については活用がなされていない状況である。その主たる理由としては補助金制度の周知が不足していること、空き店舗率が高い商店街で開業を希望するニーズ自体が乏しいこと、仕舞屋(廃業後の店舗を住宅としてそのまま使用)が多いこと、などであった。

空き店舗の解消という補助金の目的からも、次の②に記載したとおり、特に空き店舗率の高い上記3集積地への空き店舗活用促進事業補助金の普及・啓発が望まれる(意見番号46)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

空き店舗率の高い3集積地については、空き店舗活用促進事業補助金の促進を図るべく、ホームページや補助金説明会の開催等により商店街関係者に事業の普及、啓発を進めているところです。また、他の集積地に対しても、特にコミュニティ性の高い事業については、今後庁内の関係部局とも連携、情報共有を図りながら、各商業集積地のニーズに合った空き店舗活用促進事業の利用を促してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【23】-(1)-②
回答所属	商業課
項目	空き店舗活用促進事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書124頁】

(1)空き店舗活用促進事業補助金の有効活用と商業集積地魅力アップ事業補助金との連携
市において、空き店舗活用促進事業補助金を交付しているが、空き店舗を活用した新規創
業が店舗の賃料設定が高いなどの理由により、有効に活用されず、平成22年度において
5,134千円の不用額(執行率61.4%)が発生している。

② 商業集積地魅力アップ事業補助金との連携強化

空き店舗率の高い、①で述べた「若江岩田」「大蓮」「徳庵・稲田」の3集積地への普及・啓発
の手段として、例えば、複数の空き店舗を、商店街が志向するコンセプトや顧客のターゲット層
に沿った集客拠点施設として整備するインパクト性の高い事業への支援等、地域密着型支援
事業における商業集積地魅力アップ事業補助金との連携が期待される(意見番号47)。

商業集積地魅力アップ事業補助金とは、平成22年度に、「中小企業振興補助金(地域商業
活性化)」「中小企業振興補助金(魅力アピール)」「小売商業活性化先進モデル事業補助金」
の3補助金を統合したものであり、平成22年度の実施内容は次の表のとおりである。

それぞれの取組みとして、商業集積地としての魅力アップに貢献するものと考えられるが、直
接、空き店舗の解消を図ろうとする事業はなく、空き店舗活用促進事業補助金との連携の観
点から、目的の1つとして挙げられている、複数の空き店舗を集客拠点施設として活用していく取
組みが期待されることである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

商店街が意欲的に取り組む、テーマ性の高い、地域のニーズに合致したインパクトのある空き店舗
対策の提案事業については、商業集積地魅力アップ事業への誘導を含め、施策間連携に積極的に
商店街側に働きかけてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【23】- (2)
回答所属	商業課
項目	空き店舗活用促進事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書126頁】

(2)空き店舗情報ネットのより一層のPRによる有効活用と空き店舗活用促進事業補助金制度との連携

空き店舗活用促進事業の一部を構成する事業として、「空き店舗情報収集発信事業がある(平成22年度事業費は1,000千円)。当事業は市内の商店街・市場の空き店舗情報を集約し、インターネットを活用した情報発信システム(東大阪商店街空き店舗情報ネット)を構築し、空き店舗の新規出店・消費者にとって買物しやすいまちづくりの促進・商店街等の空き店舗問題の解消と活性化を図ることを目的とした事業である。

空き店舗情報収集発信事業は、平成22年から運用を行っているが、平成23年10月19日現在の空き店舗登録数は6件で、うち店舗は2件のみであり(その他は市場のテナント)、登録数が非常に少ない状況にある。なお、2月4日以降、8ヵ月もの間登録情報の更新がない状況であり、今後より一層の周知が求められるところである(意見番号48)。

また、登録更新が進まないその他の要因として、権利関係など商店街個々の問題もあるものの、空き店舗を利用した開業を支援する、市の空き店舗活用促進事業補助金制度との連携が十分に行われていない点が考えられる。東大阪商店街空き店舗情報ネットのウェブページで当該制度の紹介を行うことで、空き店舗の利用促進が図られるものと考えられる。

なお、空き店舗登録数については平成24年1月25日現在、29件になっている。また、「空き店舗活用促進事業補助金制度」というボタンが設置され、市商業課のウェブページにリンクされるようになっており、改善の方向に進みつつある。

北海道滝川市(滝川市商店街振興組合連合会)においては、空き店舗を活用した拠点整備とチャレンジショップ等の空き店舗対策事業をパッケージで実施し、商店街の集客力向上と魅力アップにつながる事業を拠点で展開することにより商店街の賑わい創出を図っていかうとする取組みを行っている。

具体的には、滝川市商店街振興組合連合会が中心となり、各商店街において家主と連携して空き店舗情報発信事業のデータ収集を行い、ホームページにおいてPRを図っており、空き店舗の問い合わせや中心市街地活性化協議会の空き店舗補助事業(チャレンジャー育成基金)との連携を図っており、一体的な取組みが行われている。

市においても本ケースにみられるような一体的な取組みが期待される場所である。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

現在の空き店舗登録件数は28件となっています。空き店舗情報については情報の更新期間が課題であり、今後も各集積地への当空き店舗情報収集発信事業の周知と補助金の活用促進を図ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【24】-(1)
回答所属	モノづくり支援室、商業課
項目	商店街・小売市場人材育成事業(東大阪あきんど塾)

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書128頁】

(1)類似した研修事業の統廃合による効率的・効果的な研修の実施
経済部関連の経営に係る研修事業としては、商業課が実施している「東大阪あきんど塾」、振興会が実施している「ビジネスセミナー」、商工会議所が実施している「研修事業」がある。これら3つの研修事業は次に述べるとおり、類似・共通している部分があり、また、個々の事業において改善すべき点があると考えられる。
商業課、振興会、商工会議所のそれぞれの主体が単独で研修内容の検討を行うのではなく、互いに連携し、それぞれの役割分担に応じた研修を実施していくことが望まれる(意見番号49)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(見解の相違)】

企業を支援する組織は、国、都道府県、市町村、その出資する団体、地域の支援組織(商工会議所等)や金融機関等があり、それぞれが支援対象や目的を設定してそれぞれの予算で事業を運営しています。その上において、受講対象となる企業が直面している段階に応じて必要とされるセミナーや重要性の強弱も異なります。

それぞれの主体が実施しているセミナーは、開催時期や時間帯も異なっており、企業は参加できる人・場所・時刻に応じて選択して受講できることで、資質を備えた層の厚い人材育成につながると考えます。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【25】-(1)
回答所属	商業課
項目	小売商業団体連合会補助金・委託料

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書133頁】

<p>(1)事業別の予算・決算の徹底による事業補助としての性格の明確化 東大阪市小売商業団体連合会では事業報告における収支報告として、「収支決算書」に加え、事業別決算として、「ひがしおおさかまちナビサイト」情報発信事業決算書「空き店舗情報収集発信事業決算書」「商店街イメージアップ(緊急雇用創出事業)事業決算書」「商店街環境整備維持管理事業収支決算書」を作成している。 助成金の収入として掲げている「東大阪市事業助成金(商業振興補助金)」1,088千円については、事業別会計を区分していないため、収支決算書において収入の一部として計上されており、当該助成金が事業補助であるとの明確な関連性を決算書からは読み取ることができない(当該収入と支出の対応関係が不明確である)。 したがって、東大阪市事業助成金(商業振興補助金)は運営補助の性格がある(事業補助ではない)との解釈がなされる恐れがあり、「団体に対する補助制度運用基準」における運用基準1「事業補助とする」に反するように受け取られる可能性がある。 また、このように運営補助の性格があるように受け取られると、市の補助の趣旨が明確に伝達されないのではないかと解される恐れがある。 空き店舗情報収集発信事業等のように、事業別に特別会計を設け、決算を行うことにより、上記のような解釈がされることを避けることができると考えられる(意見番号50)。</p>

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

東大阪市事業助成金(商業振興補助金)については、運営補助との誤った解釈がなされないよう、東大阪市小売商業団体連合会内で特別会計を設けるとともに決算処理を行うよう、平成24年度決算より指導し確認してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【26】－(1)
回答所属	労働雇用政策室
項目	シルバー人材センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書136頁】

(1) 運営費補助金の使用実績が不明確
 市ではセンターに対して平成22年度は49,500千円の補助金を交付している。
 しかし、市担当の説明によると、予算額決定の際においては補助対象経費の積算をしているものの、実際の使用状況については、補助金の実績報告書や理事会の決算報告書はあるものの、それ以上の具体的な確認はされていない。財務諸表の正味財産増減計算書計上額との関連がわかりづらく、その点の確認が必要である。
 当該補助金は事業費補助金ではなく運営費補助金であるものの、市は「東大阪市補助金等交付規則」で求められているとおり、補助目的どおり使用されているか、確かめるべきである(結果番号3)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

補助目的どおり使用されているか確認するため、平成23年度からは補助金に対する精算書により確認しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【26】－(2)
回答所属	労働雇用政策室
項目	シルバー人材センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書136頁】

(1) 運営費補助金の精算手続の遅れ

補助金の精算業務は翌年度(例えば平成22年度事業に対する補助金であれば平成23年6月)に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

これに関して、市においては「東大阪市補助金等交付規則」が設けられており、次のとおり規定されている(一部抜粋)。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後(補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後)あらかじめ指定する期間内に、市長に対し、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助金等実績報告書を提出しなければならない。(以下、略。下線は筆者記入)

市では補助金交付通知書において「事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を提出すること」と条件をつけており、6月提出が「速やかに」に該当するか、については議論があるであろう。しかし、同一年度内に補助金の精算がなされないと、市の一般会計においては概算で支払った補助金をもって決算書に反映され、あるべき数値が計上されていない。本来、交付年度内において精算を行うべきである(意見番号51)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

指摘後、平成23年度から事業報告書や収支決算書は事業年度終了後速やかに提出してもらっており、残額が発生した場合の返還金については、同一年度内に精算しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【27】-(1)
回答所属	労働雇用政策室
項目	雇用開発センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書138頁】

(1) 運営費補助金の使用実績が不明確

市では雇用開発センターに対して平成22年度は73,290千円の補助金を交付している。しかし、シルバー人材センターの補助金と同様に、市担当の説明によると、予算額決定の際においては補助対象経費の積算をしているものの、実際の使用状況については、補助金の実績報告書や理事会の決算報告書はあるものの、それ以上の具体的な確認はされていない。財務諸表の正味財産増減計算書計上額との関連がわかりづらく、その点も確認が必要である(報告書第5【26】参照)。

当該補助金は事業費補助金ではなく運営費補助金であるため、市は「東大阪市補助金等交付規則」で求められているとおり、補助目的どおり使用されているか、確かめるべきである。

一方、そもそも団体に対して運営を維持するための費用(運営費)を交付してよいのか、という議論がある。市では、「団体に対する補助制度運用基準」を設けており、原則として「事業補助」とすることを掲げている。早急に事業補助とすべく検討を開始すべきである(結果番号4)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(見解の相違)】

補助金の使用状況については、補助目的どおり使用されているかを確認するため、平成23年度の事業報告時から精算書により確認しております。

なお、雇用開発センターは外郭団体統廃合等方針において廃止の方向となっており、方向を円滑に進めるため、現在段階的に事業の縮小を図っており、解散までの間は運営費に対して補助が必要となります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【27】- (2)
回答所属	労働雇用政策室
項目	雇用開発センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書138頁】

(1) 再委託を行う場合は市の規程を準用し、相見積もりを実施すべき

雇用開発センターは、就労支援事業の一環としてパソコン講座を実施しているが、平成20年度から22年度までの間、相見積もりは行われないうまま市内の専門学校と随意契約を締結し、当該講座を専門学校に委託(市から見ると再委託)している。

当該パソコン講座は、平成18年度までは市が直接運営しており、市が当該専門学校と契約を締結していた。平成19年度から当該パソコン講座は雇用開発センターに委託されることになり、雇用開発センターは特段の理由もなく、平成19年度以降も当該専門学校と契約を締結している。

市が5万円以上の随意契約を行う場合は、2人以上の者から見積書を提出させなければならないことになっている(東大阪市財務規則第108条)。講座の相場や各専門学校が提供するサービス内容を知るためにも、また安価で受注できる専門学校を把握するためにも、相見積もりを行うことは必要である。委託先が再委託を行う場合は市の財務規則を準用し、相見積もりを実施させるべきである(意見番号52)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

パソコン講座の委託に関し、契約事務の適正化を図るよう指導しており、平成24年8月に3者の見積もりを取り、実施しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【27】- (3)
回答所属	労働雇用政策室
項目	雇用開発センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書139頁】

(2) パソコン講座実施に関して情報共有する体制を整備すべき

雇用開発センターのワークサポート事業、及び中小企業振興会のビジネスセミナー事業においては、同じ業者に発注がなされているが各々別個に契約が締結されている。両者においては、パソコン講座の内容に重複する部分があるか、一括して発注することができないかなど、お互いに連絡を取り合うといったことは全く行われていない。一方、雇用開発センターへの委託料を市は支出しているが、雇用開発センターにおいてどのような講座が行われているのかなどの状況を把握していない。年度によってパソコン講座の内容は多少変更することであるが、講座の内容について重複しているものがあれば統合して開講すべきであるし、また同じ業者に発注するのであれば一括発注によりコスト削減を図るべきである。現段階においては、重複する講座の有無の把握、また一括発注が可能か否かについての検討が行われていないため、連絡を取り合う場を設けるなどして、情報を共有する体制を整備すべきである(意見番号53)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

当室で行っているパソコン講座事業については、パソコン技術を身に付け、就労につなげることを目的としており、「就職・再就職の意欲をお持ちの方」というように対象者も限定した案内、説明も行っており、単なるパソコン技術の研修事業とは異なり、履歴書の書き方や面接対策などのトレーニングも同時に行なっております。

なお、類似事業については、事業の目的と役割を十分周知し、情報交換するように努めてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【27】- (4)
回答所属	労働雇用政策室
項目	雇用開発センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書140頁】

(3) 就労相談記録を適切に記載・記録すべき

雇用開発センターにおいては、就労支援事業の一環として、就労相談業務を行っている。平成22年4月における就労相談の相談記録を閲覧したところ、相談記録の欄には「色々なところへ、面接に行っているが、不採用」、「3月で期間満了。雇用保険について」などの記載しかなく、相談記録からは、どの相談員がどのような相談を受け、どれくらいの時間をかけてどのようなアドバイスを行ったのか、また相談指導の結果、どうなったのか、について窺い知ることができない。

どういった境遇にある人がどのような悩みをかかえ、それに対してどのようなアドバイスをしたのか、当該アドバイスに対する相談者の反応など、記録として適切に残しておかなければ、就労相談を行ったことにより相談者の何らかの役に立ったのか否かを把握することができない。また、相談記録を適切に記載していない場合、前回までに聞き取りした相談内容を後日確認することができない状況となる。

したがって、就労相談記録は適切に記載・記録すべきである(意見番号54)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

ご指摘を踏まえ、就労相談記録を適切に記載・記録するよう指導し、適切に記載されていることを確認しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【27】- (5)
回答所属	労働雇用政策室
項目	雇用開発センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書141頁】

(4) 平成25年度の廃止に向けて、具体策を策定すべき

平成20年9月に策定された市の「外郭団体統廃合方針」においては、雇用開発センターは平成25年度中に廃止になることが決定されている。しかし、雇用開発センター側では、市に対して定年退職者不補充による団体業務縮小を行い、長期的に解散へ向けて取り組みたいとの申し入れを行っており、両者の方針が平行線のままの状況である。雇用開発センターの職員の定年は70歳であり、下の平均年齢を示した表で明らかとなっており、職員が定年を迎えるまでには14年程度を要する。さらに、雇用開発センターの職員に対する給与の状況は下記表のとおりであり、毎年2億7千4百万円にも及ぶ人件費の負担を行うことで、雇用開発センターの廃止を先延ばしにするべきなのか、財政的負担、及び雇用開発センターの設立意義も踏まえて早急に検討することが求められる。

一方、雇用開発センターは「公益法人(特例民法法人)」であり、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の新たな制度のもとにおける新しい法人形態への移行が平成25年11月末までに求められている。今後のあり方については早急に意思決定せざるを得ない状況である。平成25年度の廃止に向けて、危機感を持って具体策を策定すべきである(意見番号55)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

平成20年に策定された「東大阪市外郭団体統廃合等方針」では、平成25年中に廃止となっており、これまでその方針の下、調整を図ってきたところですが、雇用問題も含め、なお調整に時間を要することから公益法人制度改革の期限である平成25年11月末での自然消滅を回避するため一般財団法人への移行申請を行い、平成25年4月1日付けでの一般財団法人への移行が認可されました。

なお現在雇用開発センターでは、まずは受託事業と職員数の縮減に向け定年制の見直しに取り組んでいるところであり、市として雇用開発センター廃止の方針に変わりはありませんが、雇用問題の解決に一定の期間を確保しながらも、解散に向けた課題の解決に努めてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【27】－(6)
回答所属	労働雇用政策室
項目	雇用開発センター運営補助事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書141頁】

(5) 運営費補助金の精算手続の遅れ

シルバー人材センターに対する運営補助金(報告書第5【26】参照)と同様に精算手続が翌年度(例えば平成22年度事業に対する補助金であれば平成23年6月)に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

本来、交付年度内において精算を行うべきである(意見番号56)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

指摘後、平成23年度から事業報告書や収支決算書は事業年度終了後速やかに提出してもらっており、残額が発生した場合の返還金については、同一年度内に精算しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【28】－(1)
回答所属	労働雇用政策室
項目	中高年齢等雇用対策経費

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書144頁】

(1) 随意契約の妥当性

市と雇用開発センターとの間で締結している委託契約は随意契約手続によっている。
随意契約締結時には、次のとおり随意契約を行うことの理由書を担当課で作成し、承認手続を行っている。

(随意契約理由: 自転車置場整理の契約(平成22年度60,561千円)に関する決裁書類より)
本委託業務は、自転車駐車場の効率的利用を図るため無料自転車駐車場内整理、整頓、巡回整理及び放置自転車啓発指導する業務内容となっております。この委託業務については、軽作業であり、高齢者の方に最適であります。また、経済部労働雇用政策室からの執行委任に基づき行っている業務であります。中高年齢者等雇用対策として昭和54年4月に発足した、(財)東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑み地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約いたしたい。

さらに、東大阪市財務規則第108条(注)の適用により、協会以外の者から見積書を提出させることが困難と判断し、他の業者から見積書を入手していない。

しかし、委託業務内容は警備、清掃であり、他の民間業者においても十分に実施可能なものである、と考えられる。さらに、市内における警備業者事業所数は10箇所、清掃業務事業所数は54箇所あり(平成23年12月イエロータウンページ調べ)、雇用開発センターでなければ業務ができない、という説明は難しいと考えられる。これに対して、市の主張としては、雇用開発センターが設立された経緯は中高年齢者、心身障害者、同和地区住民、寡婦に対する雇用維持であり、当該経緯を踏まえて、現在も随意契約が行われているとのことである。従来の経緯はあるものの、市の財政状況が厳しい中で、特定の事業の聖域扱いはなく、市民の理解を得たうえで全庁的なコスト削減に向けた取組みを進めるべきである(意見番号57)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

本事業は、雇用開発センターの設立趣旨に基き、中高年齢者等の働く場の確保のために行っております。そのような観点から事業を進めておりますが、現在、外郭団体の統廃合等方針における廃止の方向性も踏まえ、段階的に業務の見直しを行っております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【28】－(2)
回答所属	労働雇用政策室
項目	中高年齢等雇用対策経費

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書145頁】

(2) 委託料の積算単価の妥当性

上記に記載したとおり、当該委託契約事務は市の各部門が担当している。これに対し、委託料の積算金額の単価(1年当たりの1人当たり単価)は毎年改定されるものの、警備、清掃、といった業務別に統一した単価を使用している。当該単価に年当たりの稼働予定人数を乗じて委託料が積算され、予算額として設定している。実績値(決算値)は予算額とほぼ同額で精算されている。

平成22年度の積算単価は次のとおりであった。

当該単価は市財政課との協議の中で設定されているが、厚生労働省「平成22年度賃金構造基本調査」における同職種の年収額と比べて高い設定となっている。この理由としては、雇用開発センターの職員が高年齢化しており(詳細は報告書【27】2.(4)参照)、職員の実際の人件費の支出額を踏まえた委託単価の設定としていることが挙げられる。仮に厚生労働省の「平成22年度賃金構造基本調査」における同職種の年収額をもって算定した額が委託料であった場合は、164,758千円(=2,882千円×19人/年+2,200千円×50人/年)となり、実際の委託料225,969千円と比べ61,211千円低額での契約が可能、と試算できる。さらに、当該契約は昭和54年から32年継続しており(注)、単純累計計算でも差額は1,958,752千円と集計できる。

(注) 正式な記録は残っていないものの、昭和54年から継続されている、と推測されている。

そもそも委託業務に従事する者の統一の人件費をもって積算単価を設定するのではなく、各施設の警備業務、清掃業務の業務内容・専門性の要求度に対応した単価を設定すべきと考えられる。

確かに、上記(1)に記載のとおり雇用開発センターは地域の雇用の確保を第1目的としており、当該委託契約金額単価を見直した場合には、雇用開発センターの運営への影響は少なからず生じることが想定される。また、市としても雇用開発センターへの委託契約数を毎年減らして見直しを続けていることも評価できる。しかし、市としては今後さらに、当該委託契約を毎年継続契約していることの意義を十分に検討することとともに、当該検討の経緯につき開示し、市民の理解を求めていくことが求められると考える(意見番号58)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

本事業は、雇用開発センターの設立趣旨に基き、中高年齢者等の働く場の確保のために行っております。そのような観点から事業を進めておりますが、現在、外郭団体の統廃合等方針における廃止の方向性も踏まえ、段階的に業務の見直しを行っております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【29】－(1)
回答所属	労働雇用政策室
項目	労働関係団体補助金

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書147頁】

(1) 補助の効果が不明

当協議会は、労働団体相互の連携・支援・交流を図り、労働者の諸権利の確立、労働条件の維持向上のために、市内に職場を有する労働団体をもって構成するとされているが、市内の事業所数からすると当協議会に加入していない労働組合も多数ある。大阪府による労働組合の基礎調査の結果によると、市内の労働組合数は179であり、当協議会加入労働組合82であることから、当協議会への加入率は45.8% (82÷179) である(ただし、組合員人数ベースの加入率は70.2% (13,375人÷19,020人))。

当協議会に対する補助金交付だけで市の労働団体ひいては労働者への諸権利の確立等の補助目的を達成できているか、という点で疑問である。

一方、当補助制度の開始は少なくとも昭和52年に開始され、発生後26年経過したが、特に補助を行うことの効果の測定がなされていない。補助効果の測定を行う必要がある(意見番号59)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

毎年実績報告書により労働団体相互の連携・支援・交流等の活動状況を確認しており、労働者の権利を守り、勤労者福祉の向上、労働安全の確立、労働運動の発展が図られているものと考えております。また、労働者の諸権利の確立を図るためには補助金の支出だけでなく、様々な労働運動に対する支援が必要と考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【29】－(2)
回答所属	労働雇用政策室
項目	労働関係団体補助金

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書147頁】

(2) 事業補助への見直し

市では東大阪市補助金等交付規則を補完するものとして、「団体に対する補助制度運用基準」(以下、(2)において「基準」という。)を設け、団体に対する補助制度の運用について規定している。

当基準において、団体に対する補助金は補助目的及び対象の明確化を図るために「事業補助」とする旨を規定している。しかし、当該補助金はいわゆる「運営補助」であり、「事業補助」ではない。さらに、「基準により難しい場合は、理由等を公開し透明性を確保する」と規定されているが、理由等を公開していない。

まずは、「事業補助」とするよう検討すべきである(意見番号60)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

平成25年度より、東大阪地区メーデーの開催や労働者の諸権利確立のための啓発活動等の事業補助とするよう見直しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【29】－(3)
回答所属	労働雇用政策室
項目	労働関係団体補助金

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書148頁】

(3) 実施報告書のチェックが不十分

事業年度終了後に市は協議会の実施報告書(事業報告書及び収支決算書により構成されている)を入手しているが、収支決算書に計上された内容につき協議会へ出向いて証憑等のチェックを行っていないとのことである。しかし、収支決算書では収入合計と支出合計が同額に記載されており、さらに前期からの繰越金及び次期繰越金はゼロ、と記載されており、現実的ではない記載となっている。少なくとも市は主要な証憑等の提出を求め、正しく収支決算書を作成しているのか机上でのレビュー等の手続を行うべきと考える(意見番号61)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

平成24年度の事業報告書から、市補助金に対する収支決算や証憑書類の提出を求めており、内容確認を行ってまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【30】－(1)
回答所属	労働雇用政策室
項目	勤労者福祉サービスセンター管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書150頁】

(1) 労働相談業務の縮小、又は廃止を検討すべき

「ユトリート東大阪」で実施している労働相談事業の検討にあたり、市及び近隣施設が実施している同種事業につき比較を行った。

次の表は市において労働相談を実施している機関とその概要を記載したものである。

労働雇用政策室、勤労者福祉サービスセンター、雇用開発センターにおける平成22年度の相談記録の閲覧を行った。上記表のように、各機関に特色の違いはあるものの、基本的にどの機関においても労働相談を受けることは可能であり、また相談記録に記載されている相談内容から勤労者福祉サービスセンターで行っている相談業務と他の機関で行っている労働相談業務との間に、特段違いは感じられなかった。

「ユトリート東大阪」においては、週に3回(月、水、金曜日 9時～17時)労働相談業務を行っている。労働相談員は、業務の都合上、労働相談業務と受付業務を兼務することができないため、施設を管理運営する受付業務スタッフとは別にパート職員(1名)を雇用している。労働相談員は年間150日程度の出勤日数となっているが、平成21年度の年間労働相談件数は37件、平成22年度の労働相談件数は28件と、非常に少ない件数で推移している。労働相談員の年間給与は120万円であり、これを年間労働件数(28件)で除すと、労働相談1件当たり42,857円となり、費用対効果の観点から疑問が残る。

以上のように、基本的に相談業務の内容に違いがないこと、及び費用対効果の観点から問題があることから、労働相談業務の縮小、又は廃止を検討すべきであると考える。

また、現在の労働相談員の出勤日、出勤時間は平日の日中のみとなり、就労中の労働者にとっては相談を受けづらい状態となっている。今後相談業務を継続するにしても、就業時間数の短縮を図るとともに、①平日の夜間や、土曜日、日曜日にも労働相談を実施する、②予約制にするなどの工夫をし、労働相談の稼働率を上げる必要があると考える(意見番号62)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

労働者の権利を守るためには、労働相談業務は必要であると考えております。なお、相談が受け易くなるよう、平成24年5月より土日の相談についても予約制ではありますが開始いたしました。

今後も労働相談の稼働率を上げる工夫を行うとともに、利便性が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【30】－(2)
回答所属	労働雇用政策室
項目	勤労者福祉サービスセンター管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書151頁】

(2) 派遣職員を削減、又は廃止し、プロパー職員を採用すべき

現在、市から勤労者福祉サービスセンターへ3名(事務局長、事務局次長、事務局主査)の職員が派遣されている。派遣職員以外は、嘱託職員が5名、パートが7名おり、平均勤務期間は2～3年となっている。派遣職員、及び勤労者福祉サービスセンターを所管する労働雇用政策室へヒアリングを行った結果、派遣職員3名の主な職務内容は次のとおりであった。

派遣職員の給与体系は概ね市役所の給与テーブルと同一となっており、派遣職員と嘱託職員・パートとの間で、雇用の安定性や給与において大きな格差が生じている。上記表に派遣職員が行っている主な業務を記載しているが、派遣職員でなければ行うことができないというような業務内容とは言い難い。

したがって、長期的な経営戦略の策定の立案・遂行するためにも、管理運営を継続的に担えるプロパーの職員を採用すべきであると考え(意見番号63)。また、当該事項は平成18年度の包括外部監査でも指摘を受けており、改善に向けて早急に対応すべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

派遣職員3名については、平成24年3月末に1名、平成25年3月末に1名を引き上げております。
また、ご指摘のあった長期的な経営戦略の策定の立案・遂行に向け、必要に応じた執行体制の確保を図り、事業を推進してまいりたいと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【30】－(3)
回答所属	労働雇用政策室
項目	勤労者福祉サービスセンター管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書152頁】

(3)「ユトリート東大阪」のあり方を検討すべき

「ユトリート東大阪」においては、労働福祉増進事業として囲碁・将棋大会、ヨガ教室、寄席などが随時開催されており、勤労者をはじめとして誰もがサービスを受けることができるようになっている。また、共済事業として会員への慶弔見舞給付金(各種祝金、見舞金)の支給、及び財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会の慶弔共済に加入して大規模災害の給付請求事務を行っている。

市と勤労者福祉サービスセンターとの間で交わされた平成22年度の「ユトリート東大阪」の指定管理業務の仕様書においては、「勤労者及び市民の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ること」と規定されており、利用者に関して特段制限は設けられていない。しかし、平成6年の設立時に策定された寄付行為規則第3条(下記参照)においては、「勤労者」との文言があり、利用者は勤労者に限定されていることがわかる。

(目的)第3条

センターは、東大阪市域において、新たな労働福祉サービスの創出と総合的な労働福祉事業の柔軟かつ効果的な展開を行うことにより、勤労者の福祉の増進と教養・文化の向上を図ることを目的とする。

市の説明によると、いつの段階から勤労者に限らず、誰もがサービスを受けられるようになったのかについてはわからないとのことであるが、設立当初の目的と現在の使用目的が異なってしまうような状況である。

下記表は「ユトリート東大阪」と同じ市の「F地域」(近鉄布施駅とその周辺)にある他の文化施設や社会教育施設の利用状況である。他の施設に比べてみても「ユトリート東大阪」の利用状況は芳しくないことが窺える。

現在、「ユトリート東大阪」は「施設の安定的な運営、企業や勤労者との信頼関係継続のため」との理由から、指定管理者は非公募により選定されている。しかし、上述のように現在の「ユトリート東大阪」は、使用者は勤労者に限定されておらず、また囲碁・将棋大会、ヨガ教室など貸館業務を行っている他の文化施設や社会教育施設と実態は何ら変わらない。

このような実態において、市としては施設設置の妥当性及び有効性の観点から、廃止すべきときに来ているのではないかと考える(意見番号64)。

仮に、施設の有効性が高い、と市が判断し、施設を維持する方針とした場合においても、利用率が低水準である現状から見ても、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上を図っていくことが望ましい。また、共済事業も「ユトリート東大阪」内で行わなければ成り立たないというような業務内容とは言い難く、指定管理者を非公募により選定する合理的な理由はない。

一方、市では「公の施設の指定管理者制度の運用にかかる指針」を平成17年4月に作成・公表しており、非公募が認められる場合が限定されているが(注)、当該事象に該当するかどうかは、議論の余地はある。しかし、市では「東大阪市外郭団体統廃合等方針」が平成20年9月に作成・公表され、「勤労市民センター(注:ユトリート東大阪)の管理運営は、事業との一体性を保つ必要性はあるものの、効率的な管理運営の観点から民間事業者等での指定管理を検討する必要がある」とまとめられたところである。施設を維持する場合においても「ユトリート東大阪」の指定管理者は非公募ではなく、公募により選定すべきであると考えられる。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(見解の相違)】

勤労市民センターは、勤労者の福祉の増進、教養文化の向上や労働組合の民主的な発展を図り、併せて市民福祉の増進に資することを目的としており、今後も勤労者福祉の増進に必要な施設であると考えております。

なお、指定管理者の公募の指針も含め、施設稼働率の向上に向けた取り組みをすすめてまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【30】－(4)
回答所属	労働雇用政策室
項目	勤労者福祉サービスセンター管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書154頁】

(4)「ユトリート東大阪」で実施される催し物の料金設定の合理性
「ユトリート東大阪」で開催する催し物につき、自己負担割合が寄席の場合は事業費の約40%となるように料金を設定(1回700円)しており、それ以外の場合には事業費の30%となるように料金を設定しているとのことである。当該割合の設定に対する考え方が明確ではなく、受益者負担の考え方を明確にして自己負担割合を見直す必要がある(意見番号65)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(見解の相違)】

講座等の料金設定については、勤労者福祉の観点を検討しながら事業内容より受益者負担割合を区分し決定しておりますが、全ての事業を明確な共通基準により設定することは難しいものと考えております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【30】- (5)
回答所属	労働雇用政策室
項目	勤労者福祉サービスセンター管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書154頁】

(5) 現状を分析し、共済加入率引き上げへ取り組むべき

平成23年4月1日現在のゆとりーと共済の加入状況は、事業所数393社、会員数4,592名となっており、市内の中小企業勤労者数に対する会員の割合(会員加入率)は2.1%となっている。

下記表は平成22年3月に開催された中小企業サミットの参加団体につき、共済事業の会員加入率を示したものである。

加入率の全国平均は4.2%、大阪府下の平均は1.8%であり、市の加入率は必ずしも低いとは言えない。

しかし、中小企業が集積する上記表の他団体と比べてみると、市の加入率は低い状況にあるため、積極的に広報活動等を行い、加入率引き上げの工夫をする必要があると考える。また、当財団は共済に加入していない残りの約98%の非会員については、他の民間企業の共済に加入しているのかなど、現状を把握できていない状況にあるため、まずは現状を把握・分析すべきであると考え(意見番号66)。

市においては、四半期に一度、市内に事業所を置く中小企業1,500社に対してアンケート調査を実施している(中小企業動向調査)。この中小企業動向調査においては、景気の現状、今後の見通し、就労状況などについて調査しているが、調査項目に共済事業に係る質問事項を追加するなどして、現状の把握に努めるべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

会員獲得のため、嘱託職員の退職による補充の際に、平成24年11月から営業経験豊富な人材を採用することにより、営業力の強化をはかり、広報活動にも積極的に取り組んでおります。

また、市内の中小企業勤労者の共済加入率にかかるアンケート調査の実施についても検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【30】－(6)
回答所属	労働雇用政策室
項目	勤労者福祉サービスセンター管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書155頁】

(6) 政策実績年間報告書の指標を追加すべき

政策実績年間報告書において「館の使用者数」を指標として用いている。市の説明によれば、館使用料はそのまま市の収入となり、館の使用者数の目標値引き上げが市の収入アップ及び利用者のニーズに応じることになるため、「館の使用者数」を指標として用いているとのことであった。

施設における利用者のニーズや満足度を調査するための有効な方法の1つとして、アンケート調査がある。「ユトリート東大阪」では、平成22年度に自主事業の講座を受講した人(4講座91人)に対して、講座の満足度に関するアンケート調査を実施したが、来館者全体に対する施設利用の満足度に関するアンケート調査を実施するまでには至っていない。満足度を把握し、施設の運営に反映させていくことで、施設利用者の増加に繋げていくことができると考える。

したがって、利用者のニーズに応えるためにも、単に館の使用者数のみを指標とするのではなく、アンケート調査の結果から得られた満足度を政策実績年間報告書の指標に追加すべきである(意見番号67)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

利用者ニーズの把握は、施設の事業検討に重要であり政策実績報告書の指標に取り入れるべく検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【30】-(7)
回答所属	労働雇用政策室
項目	勤労者福祉サービスセンター管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書156頁】

(7)「労働福祉事業補助金」、「中小企業勤労者福祉推進事業補助金」の精算手続を早期化すべき

シルバー人材センターに対する運営補助金(報告書第5【26】参照)と同様に精算手続が翌年度(例えば平成22年度事業に対する補助金であれば平成23年6月)に行われており、同一年度内で精算業務が完了していない。

本来、交付年度内において精算を行うべきである(意見番号68)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

指摘後、平成23年度から事業報告書や収支決算書は事業年度終了後速やかに提出してもらっており、残額が発生した場合の返還金については、同一年度内に精算しております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【31】- (1)
回答所属	労働雇用政策室
項目	グリーンガーデンひらおか管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書157頁】

(1) 定期的に実地調査を実施すべき

下記表はグリーンガーデンひらおかにおける平成22年度の修繕内容の一覧である。当該修繕費用は全て市が負担している。

表中にもあるように、レストラン出入口のガラス補修を行っている。グリーンガーデンひらおかは平成22年4月に指定管理者が変更となっているが、当該ガラス補修は、変更直後の4月初旬に変更後の指定管理者よりガラスにヒビが入っているとの申し出を受けてガラスの取替えを行ったものである。市の説明によると、いつの時点でガラスにヒビが入ったのか不明で、責任の所在がはっきりしなかったため市が負担したとのことであった。

平成22年4月以降に破損してした場合には現任の指定管理者が責任を負うべきであるし、3月以前に破損していた場合には、前任の指定管理者が責任を負うべきである。

市が平成22年3月31日の指定管理者の入れ替わり時点において、適切な実地調査を行い、破損の有無を確認できていたならば、責任の所在を明らかにすることができていたはずである(意見番号69)。

今後は、責任の所在がわからないといったことが起こらないように、什器物品等に破損がないかの実地調査を定期的に行い、特に指定管理者が変更となる場合には、現状を確認すべきである。なお、指定管理者が変更とならない年度の実地調査については、負担を軽減すべく循環棚卸を採用するなどの工夫が必要であると考えます。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(一部措置済み)】

指摘後、必要に応じて実地調査を行っており、指定管理者の切り替わり時には什器物品等の確認をしております。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【31】- (2)
回答所属	労働雇用政策室
項目	グリーンガーデンひらおか管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書158頁】

(2) 修繕負担の区分を明確にすべき

市とグリーンガーデンひらおかの指定管理者が交わしている、「指定管理者の管理運営に関する協定書」(以下、「協定書」という。)第20条において、50万円未満の修繕については、指定管理者側が費用負担することと規定されているが、上述のように修繕費用は全て市が負担していた。しかし、施設を使用するうえで必要最低限整備されていなければならないものも当然にあり、また指定管理者が故意、又は過失によって破損させたものでない場合は、単純に費用が50万円未満であるとの理由から何ら責任のない指定管理者に修繕費用を負担させるべきではない。

老朽が原因で設備の修繕が必要な場合は、市が当該費用を負担すべきものであると考えるが、老朽が原因ではない破損・損傷については、市が責任を負うべきではなく、指定管理者が責任を負うべきである。

したがって、現在の協定書を改定し、修繕負担の区分表を作成するなどして、予め修繕負担の区分を明確にしておくべきである(意見番号70)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(措置済み)】

グリーンガーデンひらおかは、平成25年4月1日から新たな指定管理者に切り替わる時期であり、その時点から修繕の負担区分を明確にするため、リスク分担表を作成しました。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【31】- (3)
回答所属	労働雇用政策室
項目	グリーンガーデンひらおか管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書158頁】

(3) 目標値や具体策の達成状況について継続的に確認すべき

平成18年に指定管理者を公募することが決定された際、グリーンガーデンひらおかの今後の方向性や管理運営のあり方について抜本的な見直しを含めて検討を加え、その具体的方策を明らかにするため「グリーンガーデンひらおかあり方検討委員会」が設置された。

当該委員会の検討結果報告書(平成18年7月)を閲覧したところ、「利用件数、使用料収益について、3年後は平成17年度と比較して毎年10%増を目指す」といった数値目標や、利用者を増やすために「利用料金制を導入する」、「館までの送迎を行い、きめ細やかな対応をする」など、いくつかの具体策が記載されている。しかし、当該委員会は平成18年以降に開催されておらず、数値目標の達成状況や具体策の実施結果については、現在に至るまで何の検証もなされてこなかった。そのため、実際の取組み状況や実施結果がどうであったのか所管課に対して質問を行い、下記表においてその回答を一覧にした。

平成20年度において目標値に関しては概ね達成しており、また具体策に関してはすべて実施済みである。しかし、グリーンガーデンひらおかの平成22年度の利用率は6.08%、利用件数は956件(目標件数1,536件)と非常に低い水準であり、目標値、具体策が決定された後、現在に至るまで何の検証もされてこなかったことも問題である。

したがって、目標値や具体策の達成状況については継続的に確認し、実績が伴っていない場合には、目標値や具体策を更新していくべきである(意見番号71)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

平成25年度が指定管理者が切り替わる年度であり、利用者ニーズを把握するため、アンケートの仕分けを行い、室利用件数などの目標値を見直し、利用者増加に向けた取り組みやサービス向上策についても新たに設定してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【31】- (4)
回答所属	労働雇用政策室
項目	グリーンガーデンひらおか管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書159頁】

(4) 事業の廃止を含めて今後の方針を策定すべき

グリーンガーデンひらおかの建物・敷地については、大阪府との30年間(平成13年9月1日～平成43年8月31日)の無償使用貸借契約により譲り受けたものであり、使用権の譲渡・転貸し・形質の変更は禁止され、返還する場合には更地にして返還しなければならないことになっている(仮に期日前に返還する場合であっても、期日である平成43年8月末に返還する場合であっても更地にして返還しなければならない)。

施設が老朽化していることもあり、平成16年度以降、毎年平均して約76万円の修繕費用が発生している。また、平成15年の耐震診断においては要改修との結果が出ており、施設を存続させるために改修を行うとなれば、今後さらに多額の改修費用が見込まれる。この他、毎年指定管理者に対して1,770万円を委託料として支出している。

グリーンガーデンひらおかの平成22年度の利用状況は、6.08%とかなり低い水準にある。今後発生すると見込まれる修繕、改修費用、指定管理者へ今後支払い続ける委託料を勘案し、事業を現状のまま継続する意義があるのか外部の専門家を交えて十分に議論し、事業の廃止を含めて今後の方針を策定すべきである(意見番号72)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

平成25年度中に第2次耐震診断を実施する予定です。その診断結果も踏まえ今後の方針を検討してまいります。

H23年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【31】- (5)
回答所属	労働雇用政策室
項目	グリーンガーデンひらおか管理経費事業

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書160頁】

(5) 第2次診断を早期に実施すべきである

平成15年に実施された第1次耐震診断の結果、グリーンガーデンひらおかは「第2次診断法による耐震診断を行う必要がある」とされているが、第2次診断は防災関連施設が優先され、現在に至るまで第2次診断は実施されていない状況にある。平成23年5月に策定された「東大阪市市有建築物耐震化整備計画」において、グリーンガーデンひらおかは、平成28年度以降に耐震化が実施されることになっている。

事業を存続させた場合、上述のように多額の費用が発生することが見込まれ、今後のあり方を検討する上でも、改修金額がどれほどになるかということは大変重要な判断材料である。したがって、速やかに第2次耐震診断を実施し、現施設の継続使用の可否や改修金額がどれほどになるのかを把握すべきであると考える(意見番号73)。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成25年3月末(未措置)】

平成25年度中に第2次耐震診断を実施する予定です。その診断結果も踏まえ今後の方針を検討してまいりますと考えております。